

第7次小田原市総合計画第1期実行計画

行政案

第7次小田原市総合計画第Ⅰ期実行計画行政案

目 次

序論.....	Ⅰ
基本構想.....	10
第Ⅰ期実行計画の枠組み.....	14
施策・詳細施策.....	18
協働プロジェクト.....	78

序論

1 策定主旨

令和3年度（2021年度）に策定した第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ1.0」では「世界が憧れるまち“小田原”」を将来都市像に掲げ、「豊かな環境の継承」を土台とした「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」の具現化を目標とし、将来都市像の実現のために「人口20万人規模の都市」を目指して各種取組を推進してきました。

当時は、新型コロナウイルス感染症の猛威により全国的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、人々の命を守るための感染拡大防止策を最優先としてきました。一方で、経済活動の停滞や地域社会の機能低下を回避し、持続可能な社会を維持するためには、地域経済や住民生活を支える施策も必要であり、感染拡大防止とまちの持続可能性を両立させる必要がありました。

現在、新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」へと位置付けが変わり様々な制限も解かれています。コロナ禍の影響は医療や福祉、経済など様々な分野に及んでおり、社会の構造や価値観、暮らし方、働き方など、人々の行動や意識が大きく変化し、コロナ禍以前とは異なる社会環境となっています。また、人口減少や少子高齢化などに伴う課題も、より一層深刻さを増しており、特に地方都市においては、人口規模の維持だけでなく、地域の中で必要な機能や仕組みをどう支え、次世代にどう引き継ぐかという「持続可能性」の確保が重要なテーマとなっています。

こうした社会の不確実性が増す中であっても、本市がこれまでも取り組んできた市民が主役のまちづくりや、企業・各種団体・大学等の様々な主体と共に進めるまちづくりを継続しながら、市民、地域、企業が持つ力を最大限に生かすことや、生活に不可欠な土台を地域圏で連携して整えることによって、小田原を持続可能なまちへと発展させていく必要があります。そこで、令和7年（2025年）3月に新たなまちづくりの方向性を示す「小田原市基本構想」を策定するとともに、「小田原市基本構想」で掲げた将来都市像やまちづくりの理念・目標を達成するための実践を強力に推進していくため、本市のまちづくりにおける今後の戦略やビジョンを明確化し、具体的な取組などを体系的にまとめる第7次小田原市総合計画第1期実行計画（以下「第1期実行計画」という。）を策定します。

2 計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

本市の総合計画は、おおむね20年先のまちの姿を展望し、まちづくりの理念や将来都市像、まちづくりの目標などを示す「基本構想」と、計画期間中に取り組む事業やその目標などを具体的に示す「実行計画」の2層構造とします。

なお、本計画には、本市が実施するすべての分野に関する取組を記載していることから、本市のまちづくりの進め方についてご理解いただけるよう、誰にとっても分かりやすい内容であることが重要となります。

(2) 計画期間

「小田原市基本構想」は目標年次を設定せず、おおむね20年先に次の世代に引き渡すべき望ましいまちの姿を展望しています。

第1期実行計画は、基本構想で掲げたおおむね20年先のまちの姿を実現するための第1歩であり、計画期間を令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間とします。第2期実行計画以降は1期4年の計画期間を基本としていきます。

小田原市基本構想		
※おおむね20年先に次の世代に引き渡すべき望ましいまちの姿を展望		
第1期実行計画	第2期実行計画	第3期実行計画～
令和8年度 (2026年度) ～ 令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度) ～ 令和14年度 (2032年度)	(以降、1期4年)

↑今回策定する部分↑

3 時代の潮流と小田原市の現状

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

本市の総人口は、全国的な少子高齢化の動向と同様に、平成 11 年（1999 年）の 200,692 人をピークに減少傾向が続き、令和に入った時点で約 19 万人、令和 7 年（2025 年）8 月には、約 18 万 5 千人となっています。一方で、世帯数は増加傾向が続き、令和 7 年 5 月には 8 万 6 千世帯を超え、1 世帯あたり約 2.2 人と単身世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。

また、全国的な非婚化・晩婚化の現状は本市も同様であり、本市の出生者数は減少しているとともに、高齢化の進行により死亡者数は増加となり、平成 17 年（2005 年）以降は一貫して死亡者数が出生者数を上回る自然減となっています。一方で、コロナ禍に伴う新たな働き方やライフスタイルの変化等により、令和 3 年（2021 年）以降は転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（令和 5 年推計）によると、令和 32 年（2050 年）時点で本市の総人口は約 14 万 8 千人、年少人口（0 歳～14 歳）は約 1 万 3 千人、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は約 7 万 4 千人、老年人口（65 歳以上）は約 6 万 1 千人になると推計されており、総人口は現在より約 3 万 7 千人の減少、少子高齢化は更に進行するとされています。

こうした状況において、人口減少という人口構造の変化を受け止めつつ、人口減少・少子高齢化に伴う各種課題に対して取組を進め、市民が希望を持って生活できる持続可能な環境を整えていくことが求められます。

(2) ライフスタイルの変化と関係人口の可能性

近年、日本国内において様々な分野を支える担い手の不足が深刻な問題となっています。この問題は特に農林水産業や地方産業、地域社会の維持に関連する分野において顕著であり、人口減少や少子高齢化、都市への人口集中といった社会的背景がその要因として挙げられています。一方で、コロナ禍を契機としてテレワークの普及や二地域居住といった新たな働き方やライフスタイルが広がった結果、若者を中心に、いわゆる田園回帰として農山漁村地域への移住や、その地域との関わりを求める人々が増加している傾向にあります。

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、従来地域において重要視されていた市民、団体、企業、行政など多様な主体による連携に加えて、他地域から何らかの形で関わる「関係人口」を創出しながら、まちづくりを進めていく必要性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、本市においては、首都圏からのアクセスに優れた立地条件を生かしつつ、首都圏にはない豊富な自然資源を活用した都市間交流の推進等により、関係人口を創出していくことが求められます。

(3) 価値観の多様化と尊重

近年、国内ではジェンダー平等や、多文化共生、LGBT 等への理解促進、障がい者支援などをテーマとした社会的議論が活発化しています。これに伴い、行政や企業において多様性を尊重する取組が進展し、こうした動きの一環として、地方公共団体によるパートナーシップ制度の導入も増加しています。

本市は、平成 31 年（2019 年）から「小田原市パートナーシップ登録制度」を導入し、その後、令和 7 年（2025 年）には県西地域の 2 市 8 町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）とパートナーシップ宣誓に関する協定を締結するとともに、対象等を拡大し、「小田原市パートナーシップ宣誓制度」に変更するなど、本市の人権施策推進指針に掲げる基本理念である「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」の実現に向けた取組を進めています。

こうした取組を継続しながら、市民の多様な価値観を柔軟に受け入れ、一人ひとりが尊重される、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちの構築が重要となります。

(4) 経済・産業構造の変化と地域資源の可能性

ICT（情報通信技術）や再生可能エネルギー技術などの技術革新に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大は経済活動に様々な影響をもたらしました。その後、感染症の位置付けが 5 類感染症へと移行したことにより、人々の移動が再開し、個人消費の拡大やインバウンド需要の回復が見られるようになりました。一方で、不安定な世界情勢が影響を及ぼし、原油をはじめとするエネルギーの価格が高騰する等、様々な物価が上昇しています。また、国内において、少子高齢化による労働力人口の

減少が進行するとともに、テレワークやフリーランスといった多様な働き方の普及に伴い、企業は従来型の雇用にとらわれない人材獲得に取り組んでいます。加えて、デジタル技術の急速な発展は、企業の事業の進め方や消費者とのつながりに変化をもたらしています。

こうした中、本市の事業者もコロナ禍の影響により厳しい状況におかれていましたが、5類感染症へと移行後、観光客も再び戻り、その数は過去最多を更新するに至りました。一方で、労働力の確保や働き方の多様化への対応、デジタル技術を活用した競争の激化、物価上昇等により厳しい経営環境は続いています。

本市は、豊かな地域資源に恵まれており、農林水産業に資する豊富な素材、伝統的なものづくりの技術や文化、至る所に残る歴史的資産、さらに首都圏からアクセスの良い立地など、他都市にはない多くの強みを有しています。これらの強みを最大限に活用し、地域経済の活性化を図るためには、行政や関連団体、事業者など多様な主体が連携し、地域資源の価値を改めて認識するとともに、その価値を広く発信し、新しい働き方や事業モデルを取り入れた取組を推進していくことが重要となります。

(5) 環境問題の深刻化と対応

近年、気候変動や自然災害、生物多様性の損失といった地球規模の環境問題が深刻化しています。具体的には、局地的な豪雨や猛暑等、環境の変化が人々の安全・安心を脅かすと同時に、海水温上昇の影響による漁獲高の変化など、なりわいにも深刻な影響を与えています。こうした背景には、人類の経済活動が環境に与えてきた負荷があり、経済と環境の調和が求められる局面となっています。

小田原は、森里川海がオールインワンとなった豊かな自然環境に恵まれた地域です。この地域には、箱根外輪山の森林、丘陵地帯や田園、酒匂川の水系、相模湾の漁場といった多様な自然環境が広がっています。これらは風土や文化の基盤を築くとともに、森林や海洋資源といった自然がもたらす資源を活用して発展した産業も多くあり、本市の地域経済活動にも密接に関わっています。

本市ではこれまで、地域課題を経済性や社会性を伴う取組により解決していくことによって、自然環境の保全と活用が活発化し、それを次世代へ継承する「地域循環共生圏」の構築を目指し、市民、団体、企業等と連携しながら、エネルギー自給をはじめ、森林・里山の整備や環境保全とその活用等に取り組んできました。また、脱炭素社会の実現を目指し、地球温暖化の緩和につながる設備の導入支援や再生可能エネルギーの利用促進にも努めています。

今後は、これらの取組を継続すると同時に、市民、団体、企業等との連携を強化しながら環境問題の解決に向けて取り組んでいくとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けて、生物多様性の保全にも力を注ぎつつ、地域の経済活動との調和を図り、自然と共生する持続可能で豊かな環境を次世代へ引き継いでいくことが重要となります。

(6) デジタル化の進展

デジタル技術の進展により、暮らし方や働き方、人と人とのつながりのあり方などが大きく変わります。人工知能（AI）やIoT※、クラウド技術などの活用が進み、行政・教育・医療・産業など、あらゆる分野で効率化・最適化が図られており、地方公共団体においても積極的なDX（デジタルトランスフォーメーション）※が進められています。一方で、年齢・性別・障がいの有無等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるようにすることも重要な視点となっています。

本市においても、先端的な技術やサービスを積極的に導入し、手続きのオンライン化、窓口キャッシュレス決済の導入など行政サービスの利便性向上に加え、生成AIや議事録作成支援などの導入による業務効率化を進めるとともに、市民へのデジタルデバイド※解消にかかる取組を進めています。

今後は、必要性や費用対効果などを見定めながらデジタル化を推進することで、市民生活全体の利便性を向上させるとともに、市役所内部の更なる業務効率化を図るなど、デジタル技術を効果的に活用することが求められます。

※ IoT

Internet of Things の略。モノをインターネットに接続する技術。

※ DX（デジタルトランスフォーメーション） 情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※ デジタルデバイド インターネットなどを利用することにより、デジタル化の恩恵を受けることのできる人と、できない人の間に生じる格差のこと。

(7) こどもを取り巻く環境の変化と対応

近年、社会の急速な変化に伴い、経済格差や教育格差、家族構造に変化が生じ、デジタル技術の普及や社会の多様化の進展なども相まって、こどもたちが直面する課題はますます複雑化しています。生活面や精神面で困難を抱えるこどもたちへの支援を拡充するとともに、適切な支援につなげる仕組みを強化することが、ますます重要となっています。

こうした背景の中で、こどもがその権利を享受し、自らの可能性を最大限に伸ばすことができる環境を整備することは国全体の課題となっています。本市では、このような状況を踏まえ、令和7年(2025年)3月に策定した「小田原市こども計画」に基づき、未就学児や小中学生の育ち・子育て支援と、青少年・若者への支援を、幼児期から青年期までライフステージを通じて一体的に行っています。

こどもは、まちの未来を担うかけがえのない存在です。すべてのこどもたちが、地域と関わりを持ちながら、様々な経験を通して社会をつくる力を身に付けることができるよう、その成長を支援するとともに、多様な可能性を伸ばせる環境を整えることが必要です。

(8) 支え合う地域社会の必要性

人口減少や少子高齢化に加え、地縁、家族関係の希薄化などが進む中、年齢や障がいの有無、家庭環境などの違いに関わらず、誰もが住み慣れた場所で、自分らしく、安心して暮らし続けることができる社会をつくることが求められています。そのためには、市民一人ひとりが地域における様々な課題を我が事として捉え、地域社会全体で助け合い、支え合う仕組みが必要です。同時に、行政や福祉事業者による福祉サービスを拡充し、相互の連携を強化して、誰一人取り残さないよう公的なセーフティネットの充実を図ることも必要です。

本市ではこれまで、誰一人取り残さない支え合いの地域社会を目指す「ケアタウン構想」に基づき、様々な事業に取り組み、また活動を促進してきました。

今後も、誰かの助けが必要な時に、必ず誰かが手を差し伸べる地域を目指し、普段から顔の見える関係性を育むなど、互いに気遣い、共に支え合う社会を構築していくことが求められます。

(9) 地域コミュニティの現状と機能維持の重要性

人口減少や少子高齢化といった時代の潮流に加え、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域コミュニティを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした地域の現場で複雑化する地域課題を解決するには、行政だけでなく、市民、企業、NPO、地域活動団体など、多様な主体が連携し、変化に対応していくことが不可欠です。そして、より多くの地域住民が活動に関わり、現場視点と多様な経験や知識を生かすことで、課題解決の実効性と活動の持続可能性は高まっていきます。

本市では、住民共助の基盤としての自治会組織や地区社会福祉協議会などの各種地域活動団体に加え、地域コミュニティ組織は全地区で組織されており、地域課題を共有して活動を担い合う自治の基盤が整っています。一方で、担い手不足や役員の高齢化、自治会加入率の低下と地域への関心の希薄化、多様なニーズへの対応といった課題が顕在化しており、行政が活動の伴走支援を行い地域の負担軽減を図りながら、地域住民が活動に参加しやすく、つながりを実感できる取組を積み重ね、持続可能な地域社会を構築していく必要があります。

(10) まちの老朽化への対応

小田原駅周辺では、お城通り地区再開発事業が完了し、駅前の風景が変わってきました。一方で、商業ビルの老朽化や、建替によるマンション建設が進むなど、まちの更新期を迎えています。また、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設や橋りょう、道路などの公共インフラが老朽化し、耐用年数が迫り、その耐久性や安全性の低下が懸念されています。これらの多くは修繕や改修の必要性が出てきており、地域の安全性確保に向けた取組が必要不可欠です。

公共施設等の計画的な整備や適切な維持管理は、市民の安全で快適な暮らしや地域経済の活性化に寄与し、住みたいと思われる魅力的なまちづくりの基盤を強化します。そのため、公共施設等の維持管理、災害対策の推進、道路や橋りょうなどの公共施設の整備、都市機能の向上、既成市街地の効率的な整備を通じて、住みやすく持続可能なまちの構築が必要となります。

(11) 行財政改革の必要性

行財政改革は、少子高齢化や財政ひっ迫といった現代社会が抱える課題に対応するために不可欠な取組です。少子高齢化による医療・福祉サービスの需要増加や公共施設の維持修繕費用の増加等に対応するためには、行政の効率化や歳出の見直しが必要となってきています。さらに、デジタル技術の

活用により行政手続きの簡素化やサービスのオンライン化を進め、市民生活全体の利便性を向上させることも重要です。

全国的な傾向と同様に、本市でも人口減少や少子高齢化の影響により、市税などの歳入の大幅な増加が期待しにくい状況にある一方で、扶助費や医療・介護保険にかかる繰出金などの社会保障関連費が増加しており、厳しい財政運営を余儀なくされています。また、行政運営に必要な職員を大幅に増員することも困難であり、人的資源の制約が続いています。

こうした状況を踏まえ、本市では「第3次行政改革実行計画」に基づき、デジタル技術を活用した業務の効率化や市有施設の省エネ・再エネ設備の導入による経費の削減、ふるさと納税の積極的な活用による新たな歳入の確保等、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、本市が将来にわたり持続可能な行政運営体制を構築するためには、更なる行財政改革を推進し、厳格な事業の優先順位付けによる事業の見直しや事務の効率化による経費の削減、多様な主体との連携などにより、人的、財政的な資源の余力を生み出す必要があります。

4 市民アンケート調査結果

計画を策定するうえで不可欠な、本市の都市イメージや、施策に対する満足度・重要度等に係る市民意識を把握するための市民アンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

調査対象：住民基本台帳に記載されている 18 歳以上の市民から無作為で抽出された 3,000 人

調査期間：令和 7 年（2025 年）4 月 23 日（水）から令和 7 年（2025 年）5 月 12 日（月）

調査方法：郵送配布、郵送及びウェブによる回収

配布・回収：

配布	回収			回収率
	計	郵送	オンライン	
3,000 人	1,505 人	1,080 人	425 人	50.2%

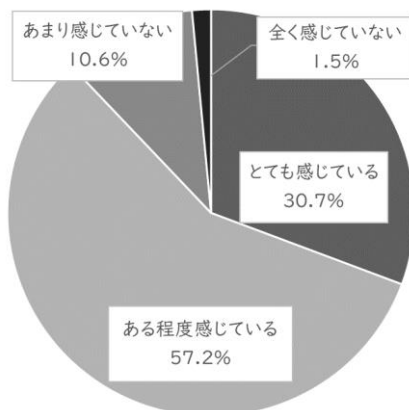
(2) 結果概要

○ 小田原市に対して持つイメージ

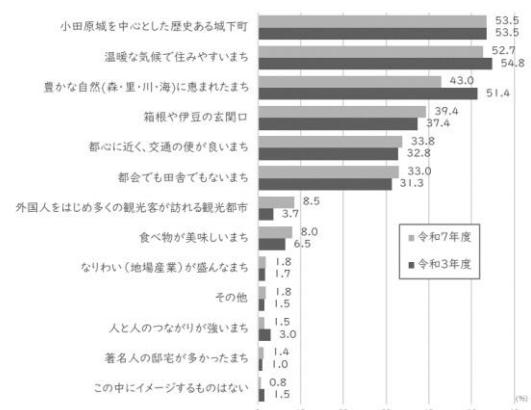
「小田原市に愛着を感じているか」については、「とても感じている」30.7%、「ある程度感じている」57.2%で、9 割近くの人が愛着を感じています。

小田原市のイメージは「小田原城を中心とした歴史ある城下町」53.5%、「温暖な気候で住みやすいまち」52.7%、「豊かな自然(森・里・川・海)に恵まれたまち」43.0%が高い割合を占めている一方で、「なりわい(地場産業)が盛んなまち」1.8%、「人と人のつながりが強いまち」1.5%、「著名人の邸宅が多かったまち」1.4%は低い割合となっています。

令和 3 年度（2021 年度）と比較すると、「豊かな自然（森・里・川・海）に恵まれたまち」は若干少なくなりましたが、大きな変化は見られません。

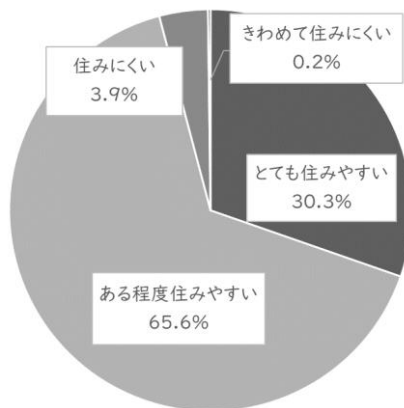


【小田原市に愛着を感じているか】

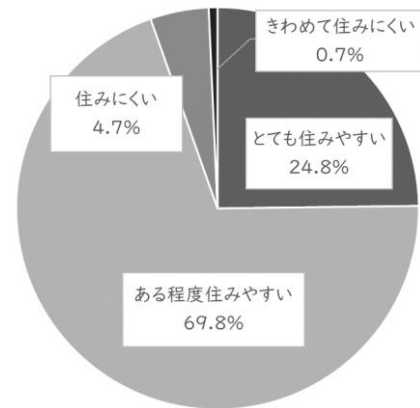


【小田原市に対して持つイメージ】

「小田原市は住みやすいまちだと思うか」については、「とても住みやすい」24.8%、「ある程度住みやすい」69.8%で、9 割以上の人が住みやすいと感じています。



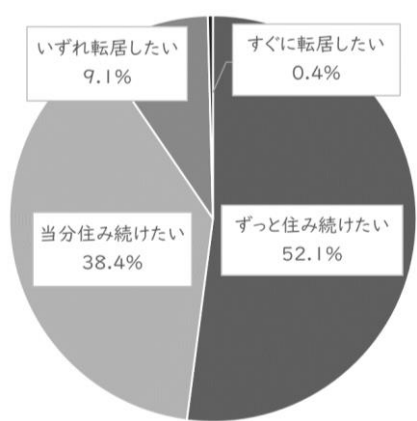
令和 3 年度調査



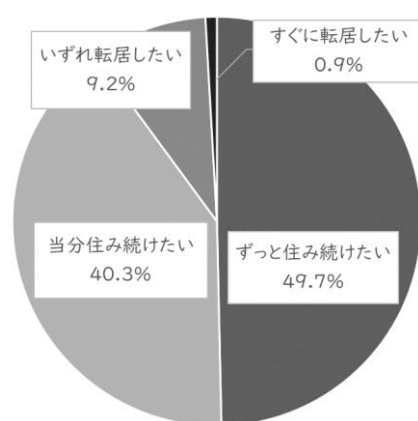
令和 7 年度調査

【小田原市は住みやすいまちと思うか】

「今後も小田原市に住みたいと思うか」については、「ずっと住みたい」49.7%、「当分住みたい」40.3%で、9割の人が住みたいと答えています。「住みやすい」、「住みたい」それぞれの回答割合について、令和3年度（2021年度）と比較すると、大きな変化は見られません。



令和3年度調査

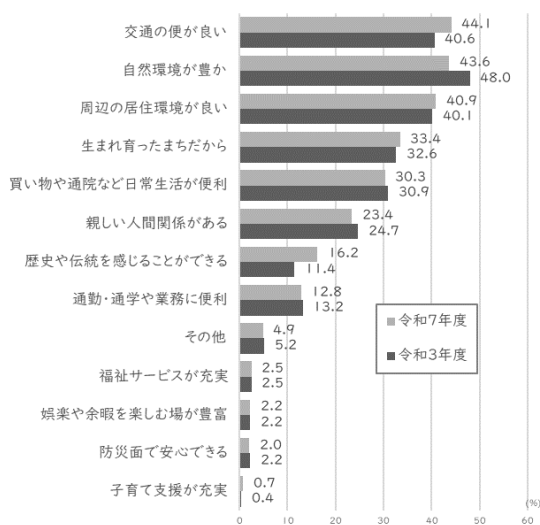


令和7年度調査

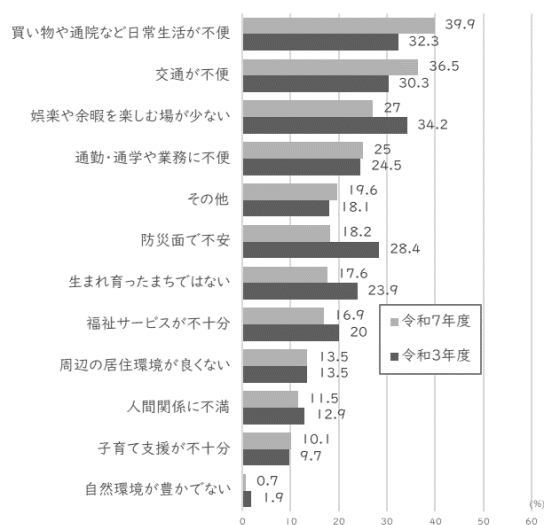
【今後も小田原市に住みたいか】

住みたい理由は、「交通の便が良い」44.1%、「自然環境が豊か」43.6%、「周辺の居住環境が良い」40.9%の順となり、転居したい理由としては、「買い物や通院など日常生活が不便」39.9%、「交通が不便」36.5%の順となっています。

令和3年度（2021年度）と比較すると、住みたい理由では「自然環境が豊か」が若干少なくなりましたが、大きな変化は見られません。転居したい理由では「買い物や通院など日常生活が不便」、「交通が不便」は多くなっている一方で、「防災面で不安」は減少しています。



【小田原市に住みたい理由】



【小田原市から転居したい理由】

○ 施策に対する満足度と重要度

本市の施策 25 項目に対する満足度・重要度は次のとおりとなっています。

満足度・重要度ともに高いものは「消防・救急体制の充実」、「防災対策」、「廃棄物の減量化と資源化・環境美化」、「上下水道の整備」となっており、満足度・重要度ともに低いものは、「障がい者福祉の充実」、「企業誘致・新しい働き方の推進」、「商工業の振興」、「農林業の振興」、「脱炭素社会の実現に向けた取組」、「環境保全対策の充実」となっています。

満足度 高い	● 互いを尊重し地域で助け合う社会の推進 ● 健康づくりへの支援 ● 地域活動・市民活動の推進 ● 水産業の振興 ● 観光の推進 ● 歴史資産の保存・活用 ● 文化やスポーツなど生涯学習の振興	● 消防・救急体制の充実 ● 防災対策 ● 廃棄物の減量化と資源化・環境美化 ● 上下水道の整備
満足度 低い	● 障がい者福祉の充実 ● 企業誘致・新しい働き方の推進 ● 商工業の振興 ● 農林業の振興 ● 脱炭素社会の実現に向けた取組 ● 環境保全対策の充実	● 高齢者福祉の充実 ● 地域医療体制の充実 ● 交通安全・防犯対策の充実 ● 子ども・子育て支援策の充実 ● 学校教育の充実 ● 市街地の整備 ● 住環境の整備 ● 道路や公共交通の充実
	重要度 低い	重要度 高い

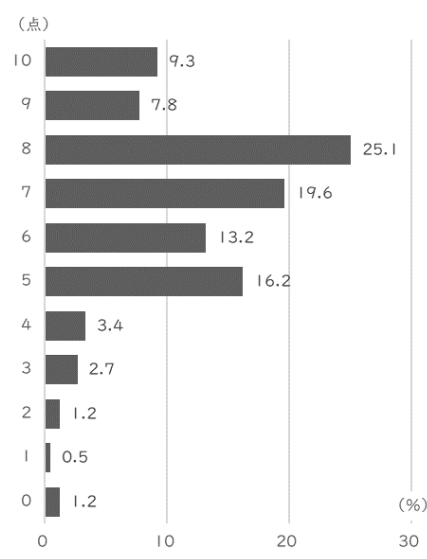
【施策 25 項目に対する満足度・重要度】

○ 幸福度

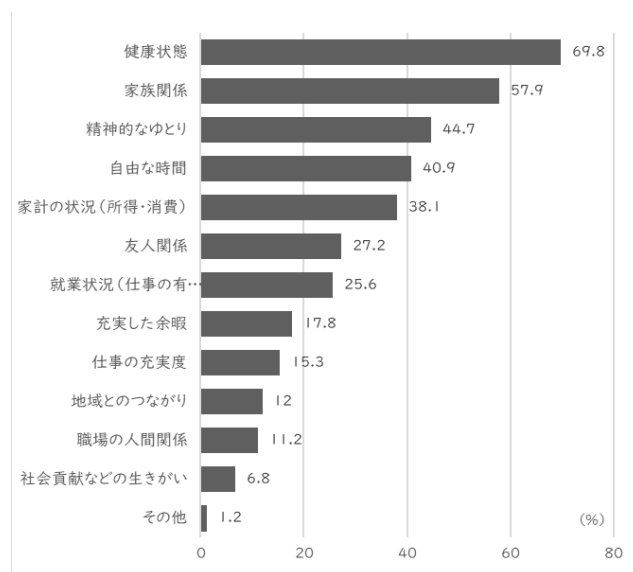
「現在あなたはどれくらい幸せだと感じているか」について、0～10 点で選択をしていただいたところ、最も多かったのは「8 点」で、次いで「7 点」、「5 点」となりました。10 点満点中の中間からやや高めの評価に集中しています。

「幸せを判断する際に重視した点」については、「健康状態」、「家族関係」、「精神的なゆとり」、「自由な時間」、「家計の状況（所得・消費）」が高い割合を占めています。

幸福感については個人の状況や価値観によって判断が分かれることが推察でき、より多くの人が満足できるまちの実現に向けては幅広い視点での取組が必要であると考えられます。



【どれくらい幸せだと感じているか】

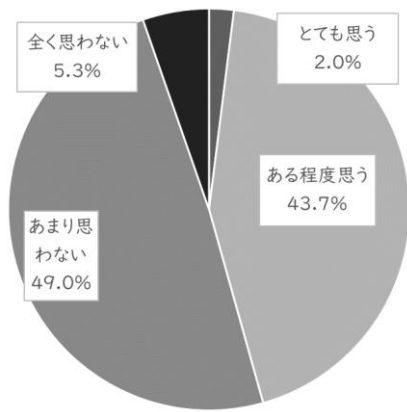


【幸せを判断する際に重視した点】

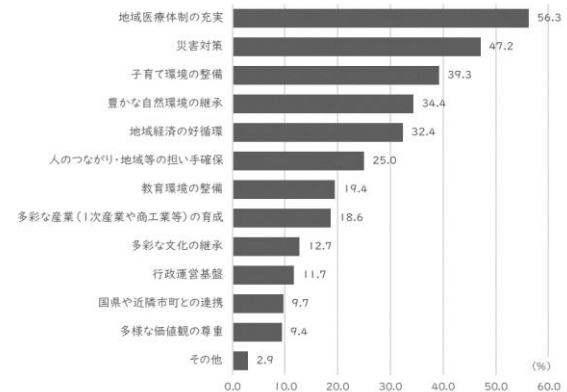
○持続可能なまちづくり

「小田原市は持続可能なまちづくりが進んでいると思うか」については、「とても思う」2.0%、「ある程度思う」43.7%で、持続可能なまちづくりが進んでいると思う人は5割未満となっています。

「まちが持続可能であるためにどのような取組が重要だと思うか」については、「地域医療体制の充実」56.3%、「災害対策」47.2%、「子育て環境の整備」39.3%、「豊かな自然環境の継承」34.4%、「地域経済の好循環」32.4%が高い割合を占めている一方で、「行政運営基盤」11.7%、「国県や近隣市町との連携」9.7%、「多様な価値観の尊重」9.4%は低い割合です。

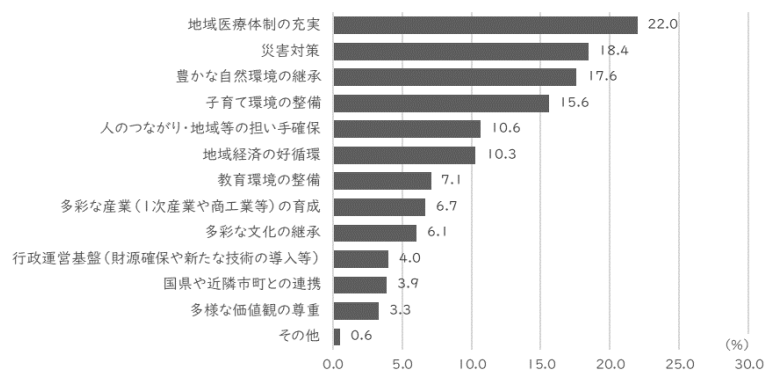


【小田原市は持続可能なまちづくりが進んでいると思うか】

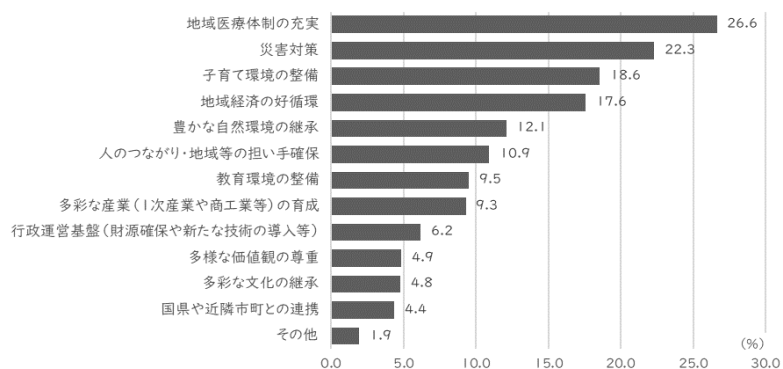


【まちが持続可能であるために重要な取組】

また、「持続可能なまちづくりが進んでいると思う人」、「持続可能なまちづくりが進んでいると思わない人」それぞれが重要と考える取組の傾向を比較すると、両者ともに「地域医療体制の充実」や「災害対策」、「子育て環境の整備」などを重要と捉えています。



【持続可能なまちづくりが進んでいると思う人が選ぶ重要な取組】



【持続可能なまちづくりが進んでいると思わない人が選ぶ重要な取組】

基本構想

基本構想は、小田原市の基本的なまちづくりの理念を描き、将来都市像とその実現に向けたまちづくりの目標を示すものであり、計画的な取組の指針とするものです。

なお、まちづくりの歩みは永続的なものであり、切れ目なく世代を超えてつないでいく視点が必要であることから、本基本構想では目標年次を設定せず、おおむね 20 年先に次の世代の市民に引き渡すべき望ましいまちの姿を展望しています。

1 時代と社会についての認識

我が国においては、平成期初頭のバブル経済の崩壊以降、景気低迷が長く続きました。総人口の増加に陰りが見える中でも経済成長期と同様のまちづくりが続けられ、成熟社会に向けた変革の動きが鈍いままに 21 世紀の幕が開きました。

それから 20 年余、我が国の社会状況は、一層先行きの不透明感が増しています。我が国全体の人口は平成 20 年（2008 年）をピークに減少の局面に入りました。これに加えて少子高齢化、地域経済の弱体化、道路や橋りょう等を含む公共施設の老朽化、貧困や格差の拡大、地球規模の気候変動リスクをはじめとした環境問題、各地の不安定な政治情勢に伴う経済変動リスクといった課題群に取り囲まれ、これらが同時に進行しています。

地方行政を取り巻く環境も大きく変わりました。地方分権一括法の施行を受け、従来の中央集権的な行政のあり方が抜本的に見直され、全国の地方都市はそれぞれの特徴を生かしつつ実情に応じた地域運営に努めてきました。また、大規模な震災や激甚化する風水害の経験を経て、安全・安心な地域づくりが目指されるとともに、互助の意識と活動が国民に広がりました。さらに、情報化が目覚ましく進展したことや、多様な個性や価値観が尊重されるようになったことなどにより、人々の生活様式も大きく変化してきました。

こうした変化の中で、私たちは困難な現実から目を背けることなく、多様な幸せや地域社会の真の豊かさを希求すること、そして、直面する課題群を乗り越えるために、持続可能な地域社会を足元からつくり出し、確かな未来への道筋をつけていくことが大切です。

2 小田原の歩み～可能性と課題～

小田原は、市域の西部は箱根外輪山から広がる深い山林に、東部は大磯丘陵につながる緩やかな山並みに抱かれ、中央には富士山と丹沢山地に水源を発する酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成、南部は相模湾に面しており、森里川海がオールインワンとなった自然環境を備えています。この豊かな自然環境に加えて、温暖な気候が生み出す大地の恵みが市民の暮らしを支え、長い歴史の中で多種多様な文化やなりわいが育まれ、多くの地域資源が今もなお地域に満ちています。また、新幹線が停車する小田原駅をはじめ、鉄道駅が 18 駅配置されていることや、小田原厚木道路・西湘バイパスが整備されているなど、都心や首都圏の主要都市、周辺の観光地からアクセスしやすい交通利便性の高いまちです。

過去 20 年における本市のまちづくりを振り返ると、小田原駅とその周辺の市街地整備や小田原三の丸ホールの整備、小田原城天守閣の大改修等により、中心拠点の機能性と利便性の向上が図られてきました。また、国から SDGs 未来都市や脱炭素先行地域に認定されたように、持続可能性を強く意識した取組を多方面で進めるとともに、市民参画を重視し、市民と行政が一体となったまちづくりに取り組む過程で、自らのまちをより良くしようとの思いで行動し実践する市民の力や、直面する地域課題に対してテーマを共有して支え合う地域の力も根付いてきました。

あわせて、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしたコロナ禍を経て、小田原暮らしの魅力を訴求した移住定住促進策等による社会増や、マイクロツーリズム等の時代に即し、ニーズを捉えた観光誘客による入込観光客数の増加等、新たな人々の流入が生まれています。

こうした状況から小田原は、その恵まれた地域資源や地理的特性の上に、実践の中で培われてきたまちづくりのノウハウや市民の力と地域の力、さらに、新たな人々の流入といった要素をつなぎ合わせていくことで、より豊かなまちとなる可能性を秘めています。

一方で、他の地方都市と同様に人口減少や少子高齢化に歯止めはかかっておらず、大規模事業所の撤退や商店街を構成する店舗等の減少、農林水産業や商工業等広い分野における地域経済の担い手不足と高齢

化等、経済面での課題が広範に及んでいます。あわせて、増え続ける社会保障関連の支出、地域コミュニティ活動の担い手不足、公共施設や学校施設等の一斉の老朽化、今後控えている大規模な投資事業に向けた財源確保等、様々な課題が存在しています。

3 まちづくりの理念と将来都市像

(1) まちづくりの理念

これまで本市では、まちづくりの目標の柱に人口増加を掲げていました。しかし、国全体で人口減少や少子高齢化が進む中、人口構造の変化を正面から受け止めつつ、地域課題の解決を果たしていくことが必要です。本基本構想では目標人口を設定しないものの、出生増や社会増を図る取組を継続するとともに、まち自体が持つ力を高め、その生産性を向上させて、持続可能な地域社会の創造を目指します。

その歩みを進める上では、地域資源を最大限に活用し、暮らしと営みを支えるために必要な要素や仕組みを整え、その恩恵を地域の中で分かち合うという「地域自給圏」の考えに基づいたまちづくりに取り組んでいきます。

豊富な地域資源や多彩な人材に恵まれた小田原は、厳しい社会環境の中にあっても、誰もが安心して暮らせる地域社会となる道筋を示すことができる都市です。「地域自給圏」というコンセプトのもと、小田原に備わる「自然の力」、「人の力」、「まちの力」、「産業の力」、「文化の力」の5つの力をまちづくりの資源とし、これらを高めながらまちづくりの原動力としていきます。また、5つの力を最大限に生かしていくため、「行政の力」を十分に発揮する体制や、主権者である市民が主体的に課題解決の取組に参画できる仕組みを構築します。さらに、これらの力を、小田原のみですべてを賄い活用するのではなく、近隣市町等の多様な主体と連携・協力しながら相互に補い合い、分かち合っていきます。

こうした課題解決の体制や仕組みを整えることで、まち全体で様々な課題を克服していきながら、より豊かなかたちで小田原を次の世代に手渡すための実践に取り掛かります。取組を進める中で、市民の暮らしが豊かになるとともに、まちの魅力が向上し、それによって市民のまちへの愛着が深まります。そのような小田原の姿は新たな資本や人材を引き寄せる求心力となり、市内外の力が融合することで持続可能な小田原の実現に向けた循環が更に活性化します。

(2) 将来都市像

本基本構想における将来都市像として、「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」を掲げます。それは、市民一人ひとりのいのちを大切にし、にぎわいと活力があふれ、幸せを感じながら安心して暮らし続けることができる持続可能なまちです。

その実現に向け、小田原が持つ力を育て、十分に生かしきること、未来に向けてまちを進化・発展させていきます。

4 まちづくりの目標

将来都市像の実現に向け、5つのまちづくりの目標を定めます。

「自然の力」、「人の力」、「まちの力」、「産業の力」、「文化の力」はまちづくりの原動力です。これらを「行政の力」とともに分野横断的に活用することで、それぞれの目標の達成に向けた実践を強力に推進します。

また、そうした実践を通じて、それぞれの力を更に高めていく好循環を生み出し、持続可能な小田原の姿を次の世代に手渡します。

(1) いのちを大切にする小田原

ア 市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち

行政の最も重要な使命は、市民のいのちを守り次の世代へとつなぐことです。支援を必要とする人たちの生活を地域で支えるための地域福祉の推進や、地域医療体制の充実、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備等、市民の健やかな暮らしに欠かせない取組を進めます。

また、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、多様な価値観が尊重され誰もが個性や能力を十分に発揮し、共に生きていくことができる社会の実現を図ります。これらの取組により、

「生まれ、育ち、暮らし、老いていく」人生それぞれの局面において、市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指します。

(2) 自然環境の恵みがあふれる小田原

ア 将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまち

森里川海がオールインワンという、全国でも有数の豊かで多彩な小田原の自然環境は、清浄な空気や水はもとより、安全な食料、エネルギー、住まいをつくる素材等、私たちの暮らしや営みに欠かせないものを生み出しており、持続可能な地域社会の実現に極めて重要な役割を担っています。

豊かな自然環境の中での暮らしは人々に癒しや安らぎを与え、未来を担う子どもたちが健やかに成長するための礎となります。企業にとっては、豊かな自然環境と共生しながら事業を展開する環境配慮経営が企業価値の向上につながっていきます。

多様な主体と連携しながら環境課題の解決を推進するなど、小田原が誇る自然環境を保全し、その価値を磨き上げ、私たちのいのちを支える土台として整えることにより、将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまちを目指します。

(3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原

ア 課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまち

私たちの未来は、多くの課題を乗り越えていける力を持つ人が育ち活躍することにかかっています。子どもたちが学びや育ちの中で多様な経験や交流を重ねることができ、教育環境を整えるとともに、それぞれの個性や多様性を認めることや、伸ばすことで、一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会をつくる社会力を育みます。

子どもから若者、シニアまで、様々な世代の人たちが主体的に学び、社会に関わる機会の創出による実践を通じた担い手の育成に取り組むことで、市民同士がつながり、課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまちを目指します。

イ 地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が発揮できるまち

日々の暮らしの中で、顔の見える関係をつくり、共に助け合い、支え合っていくためには、住民に身近なコミュニティの存在が不可欠です。小田原では、自然環境や都市機能、受け継がれてきた伝統等それぞれの地域が異なる個性を持ち、抱えている課題も様々ですが、自治会組織が住民共助の基盤として構成されている上に、地域課題を共有して活動を担い合う地域コミュニティ組織が機能し、それぞれの地域に合った市民自治の仕組みが整えられています。

こうした組織活動が直面する課題を克服し、地域における活動が充実・継続できるよう伴走し、地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が発揮できるまちを目指します。

(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原

ア 豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまち

小田原の豊富な地域資源や優れた立地特性を生かし、地域で展開している企業は、雇用を守り地域経済の中心的役割を担うだけでなく、日常の生活や観光振興にも欠くことができない、幅広く地域社会の営みを支える存在です。

農林水産業や商工業等の地場の多彩な産業の育成とともに、起業や事業承継の支援、企業立地や産業集積を促進していくほか、新たな技術の活用や多様な働き方を推進していきます。また、地域資源を最大限に活用することで市内の観光消費を拡大させ、時代や来訪者ニーズに即した観光振興に取り組みます。これらの取組により、産業全体が生み出す経済効果が地域に行き渡ること、地域経済全体の活性化を図り、豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまちを目指します。

イ 多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまち

文化は、人々に生きる喜びをもたらすとともに、創造力や他者を思いやる心などを育み、私たちが困難な時代を乗り越えていくための大きな支えとなります。さらに、国内外の様々な地域や人との交流により、文化は深まり広がっていきます。

長い歴史の中で育まれた歴史遺産の普遍的価値を再認識し、より魅力と価値のある地域資源として磨き上げるとともに、新たに創造される文化を守り育てていくことは、地域特有の個性が確立され市民がまちに誇りを持つことにつながります。小田原が誇る文化を守り、その価値を高め、様々な交流を促進しながら次の世代へと継承していくことで、多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまちを目指します。

(5) 安心して暮らすことができる小田原

ア 暮らしやすく快適に住み続けることができるまち

公共施設等の社会インフラを計画的に整備することは、市民の安全・安心な暮らしや、地域経済の生産性の向上につながるほか、小田原に住みたいという人や小田原で事業を展開したいという企業を呼び込み、それがまちづくりの土台を強くすることにつながります。

暮らしや経済を支える生活基盤のメンテナンス、災害対策の強化とそれに向けた道路や橋りょう等の公共施設の着実な整備、都市機能の強化や生活の利便性を向上させる既成市街地の効果的・効率的な整備等により、暮らしやすく快適に住み続けることができるまちを目指します。

イ 市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまち

地方公共団体には、様々な公共サービスを提供することにより住民の多様なニーズを満たしてことが求められています。また、地域社会を取り巻く様々な課題の解決に向けては、時代や社会の変化を見通しながら、市政全体の課題解決能力を高めていく行政運営が必要です。

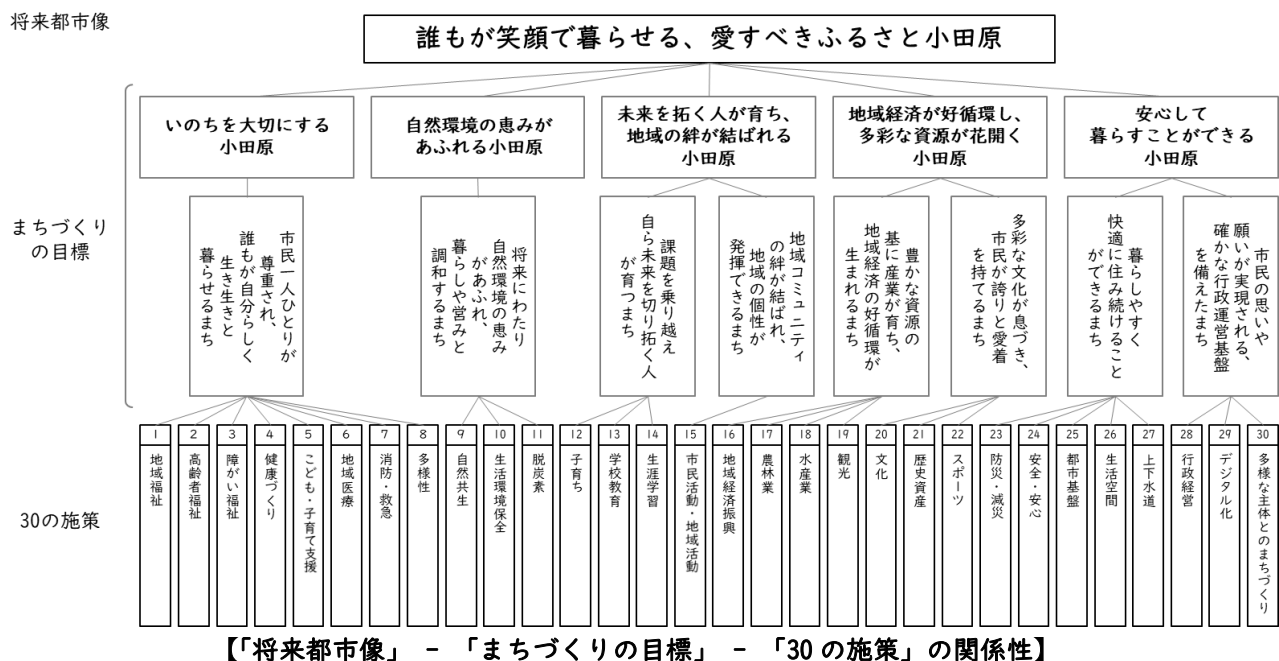
より質の高い状態で公共サービスを提供するために、市職員の育成と、一人ひとりの力が十分に発揮できる職場環境の整備に努めます。また、これまでも取り組んできた市民参画によるまちづくりの更なる推進に向けた市民との課題共有や協働の進化に取り組みます。あわせて、不断の行財政改革による行政資源の確保と配分の最適化や市民サービスの向上に資するデジタル等の新たな技術の導入、産学官連携といった多様な主体との連携の推進、圏域で共通する課題に対処するための近隣市町や国、県との連携等、広い視野と最新の知見に基づく行政経営により、市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまちを目指します。

第1期実行計画の枠組み

1 実行計画の役割

第1期実行計画は、計画期間を令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間とし、基本構想で掲げた将来都市像を達成するための計画期間内における具体的な方策を明らかにすることで、効果的・計画的に総合計画を推進していきます。

基本構想で定めるまちづくりの目標に基づいて、本市が取り組む市政運営全般の取組を30の施策に整理するとともに、施策ごとに現状や課題を捉え、目指す姿を設定するなど取組の方向性を示すことで、各分野における基本的な方針を示していきます。



2 施策や事業の評価による進行管理

第1期実行計画では、施策や事業の着実な実施と継続的な改善を図るため、PDCAサイクルに基づいた進行管理を導入していきます。市が実施する事業を毎年度評価することで事業の有効性や妥当性等を点検し、計画の進捗を管理します。

計画の策定（Plan）を起点として、初年度における事業推進（Do）を通じて各事業を具体化し、以降の年度においては、実施状況の把握や課題の抽出を行う進捗確認（Check）を行います。進捗確認の結果を踏まえ、事業の改善・見直しや新たな政策立案（スクラップアンドビルド）を検討するなど、翌年度の予算編成等に連動する改善（Action）を通じて、計画全体の質的向上を図ります。

このように、年度ごとの成果や状況を確認しつつ、国や社会情勢の変化などに合わせて施策の方向性を見直していくなど、柔軟かつ戦略的にまちづくりを進めていきます。

また、計画期間内における「まちづくりの目標」の進捗を測ることを目的にそれぞれの目標で掲げている「まちの姿」ごとの重要業績目標達成指標（KGI）を次のとおり設定します。

(1) いのちを大切にする小田原

ア 市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち

- 1 自らが尊重され、自分らしく生き生きと暮らせていると思う市民の割合

基準値（令和7年度）	目標の方向性
75.6 %	増

2 介護・福祉施設のサービスが受けやすいと思う市民の割合	基準値（令和7年度） 52.0 %	目標の方向性 増
3 健康寿命※（男性）	基準値（平成30年） 79.31 年	目標の方向性 増
※ 日常的に介護を必要とすることなく、自立した生活ができる生存期間のこと。		
4 健康寿命（女性）	基準値（平成30年） 85.00 年	目標の方向性 増
5 脳血管疾患死亡率（対人口10万人）	基準値（令和4年） 108.9 人	目標の方向性 減
6 子育て支援・補助が手厚いと思う市民の割合	基準値（令和7年度） 25.7 %	目標の方向性 増
7 合計特殊出生率	基準値（令和6年度） 1.24 人	目標の方向性 増
8 24時間365日安心して医療が受けられる体制が整っていると思う市民の割合	基準値（令和7年度） 62.2 %	目標の方向性 増

(2) 自然環境の恵みがあふれる小田原

ア 将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまち

1 自然環境に満足している市民の割合	基準値（令和7年度） 87.7 %	目標の方向性 増
2 身近に自然を感じることができると思う市民の割合	基準値（令和7年度） 89.1 %	目標の方向性 増
3 空気や水が澄んでいてきれいだと思う市民の割合	基準値（令和7年度） 85.5 %	目標の方向性 増
4 資源化率	基準値（令和6年度） 23.2 %	目標の方向性 増
5 二酸化炭素排出量の削減率（平成25年度比）	基準値（令和6年度） 28.3 %	目標の方向性 増

(3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原

ア 課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまち

1 地域社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	基準値（令和6年度） 77.9 %	目標の方向性 増
2 将来の夢を持つ児童（小学校）の割合	基準値（令和6年度） 80.5 %	目標の方向性 増
3 将来の夢を持つ生徒（中学校）の割合	基準値（令和6年度） 65.2 %	目標の方向性 増
4 教育環境（小・中・高）が整っていると思う市民の割合	基準値（令和7年度） 67.5 %	目標の方向性 増
5 学びたいことを学べる機会があると思う市民の割合	基準値（令和7年度） 34.7 %	目標の方向性 増
6 小田原版STEAM教育において、地域の団体や企業等に地域課題解決に関する提案を行った中学校数	基準値（令和6年度） 5 校	目標の方向性 増

7 こどもの居場所づくりポータルサイトに掲載している居場所数	基準値（令和7年度） 調査中 箇所	目標の方向性 増
--------------------------------	----------------------	-------------

イ 地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が発揮できるまち

1 地域活動への市民参加が盛んだと思う市民の割合	基準値（令和7年度） 38.7 %	目標の方向性 増
2 同じ町内に住む人たちを信頼できると感じている市民の割合	基準値（令和7年度） 68.8 %	目標の方向性 増
3 地域活動を行っている市民の割合	基準値（令和7年度） 18.9 %	目標の方向性 増
4 認可地縁団体の認可団体数	基準値（令和7年度） 79 団体	目標の方向性 増

(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原

ア 豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまち

1 適切な収入を得るための機会があると思う市民の割合	基準値（令和7年度） 12.9 %	目標の方向性 増
2 やりたい仕事を見つけやすいと思う市民の割合	基準値（令和7年度） 12.5 %	目標の方向性 増
3 一人当たり課税対象所得	基準値（令和6年度） 3,803 千円	目標の方向性 増
4 創業者数	基準値（令和6年度） 67 者	目標の方向性 増
5 入込観光客数	基準値（令和6年） 838 万人	目標の方向性 増
6 観光消費総額	基準値（令和6年） 378 億円	目標の方向性 増

イ 多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまち

1 将来生まれてくる世代のために、良い環境や歴史・文化を残したいと思う市民の割合	基準値（令和7年度） 99.1 %	目標の方向性 増
2 文化・芸術・芸能が盛んで誇らしいと思う市民の割合	基準値（令和7年度） 16.3 %	目標の方向性 増
3 文化芸術活動に参加している市民の割合	基準値（令和7年度） 22.8 %	目標の方向性 増
4 文化事業参加人数	基準値（令和6年度） 8,542 人	目標の方向性 増
5 スポーツ実施率	基準値（令和3年度） 51.3 %	目標の方向性 増

(5) 安心して暮らすことができる小田原

ア 暮らしやすく快適に住み続けることができるまち

1 防災対策がしっかりしていると思う市民の割合	基準値（令和7年度） 50.0 %	目標の方向性 増
-------------------------	----------------------	-------------

2 防犯対策が整っており、治安がよいと思う市民の割合	基準値（令和7年度） 36.6 %	目標の方向性 増
3 刑法犯認知件数	基準値（令和6年度） 1,090 件	目標の方向性 減
4 交通事故件数	基準値（令和6年度） 484 件	目標の方向性 減
5 公共交通機関での市内の移動が便利だと思う市民の割合	基準値（令和7年度） 48.4 %	目標の方向性 増
6 まちなか、公園、川沿い等で、心地よく歩ける場所があると思う市民の割合	基準値（令和7年度） 74.6 %	目標の方向性 増

イ 市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまち

1 行政が効率的・効果的に運営されていると思う市民の割合	基準値（令和7年度） 40.3 %	目標の方向性 増
2 財政調整基金残高	基準値（令和6年度） 3,653 百万円	目標の方向性 増
3 健全化判断比率：実質公債費比率 25%未満	基準値（令和6年度） 4.3 %	目標の方向性 維持
4 健全化判断比率：将来負担比率 350%未満	基準値（令和6年度） 43.1 %	目標の方向性 維持
5 公共施設の使い勝手がよく、便利だと思う市民の割合	基準値（令和7年度） 41.7 %	目標の方向性 増
6 行政サービスのデジタル化が進んでいると感じる市民の割合	基準値（令和7年度） 29.8 %	目標の方向性 増

3 実行計画の推進における視点

(1) 行政改革との連動

歳入の大幅な増加を期待しにくい状況にある一方で、社会保障関連費等が増加していることで厳しい財政状況を余儀なくされることが想定されています。それに加えて、社会の多様化に伴う新たな行政ニーズへの対応や、老朽化した道路・公共施設などのインフラを計画的に整備していくことが必要であり、行政運営における多くの課題が山積しています。

そのような状況において、第1期実行計画における実効性を担保し、着実な推進を図るためには、厳格な優先順位付けによる事業の見直しや事務の効率化による事業費と事業に係る人件費の削減、多様な主体との連携などにより、財政的・人的な余力を維持しながら、将来にわたる強固な行財政基盤を確立することが重要です。

(2) SDGsとの関係性

SDGsは、平成27年（2015年）に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、令和12年（2030年）までを期限とする国際目標です。17の開発目標と、これを実現するための169のターゲットで構成されています。

本市は、これまでの取組と未来への道筋が評価され、令和元年（2019年）7月に国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されています。これは、それまでも本市が取り組んできた持続可能な地域社会の創造に向けた取組を、「SDGs」を共通言語とすることで、様々なステークホルダーとの連携を広げ取組を進めていくものです。

本市が目指す「持続可能な地域社会の創造」は、SDGsの理念と重なるものであることから、各施策には関連するSDGsのゴールを示すことで、総合計画とSDGsの関係性を明確にします。

施策・詳細施策

施策 1 地域福祉

◆ 目指す姿

○地域全体に互いを気遣う関係性が広がり、共に支え合う地域の活動が盛んに行われています。また、複雑な困り事や生きづらさを抱える人に対する支援が幅広く行き届き、誰もが住み慣れた場所で、安心して生き生きと暮らし続けることができます。

◆ 現状と課題

- ・小田原市地域福祉計画に基づき、地域共生社会の実現を目指した施策を推進しています。その一環として、住民参加により地域福祉活動に取り組む方々への支援を行うほか、地域住民が直面する複雑・複合化した生活課題に対応するための相談支援体制の整備にも力を注いでいます。様々な施策を通じて、地域社会における多様な支え合いの仕組みを構築し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。
- ・単身高齢者世帯の増加や地縁、家族関係の希薄化など社会環境の変化が進む中、地域コミュニティ等との接点もなく社会的に孤立し、潜在している生活課題を抱える方を早期に把握して適切な支援につなげる取組など、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、支援の入口となる相談支援体制の確保や質の向上を図る必要があります。
- ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、緩やかに見守り合い、支え合い、助け合うことのできる地域コミュニティを維持することが望まれます。
- ・民生委員児童委員や社会福祉協議会を中心に、地域コミュニティ組織やボランティア団体などが多様な地域福祉活動に取り組んでいますが、今後、更に活動を継続・拡充していく上で、担い手の確保と育成が課題となっています。
- ・生活保護利用世帯は微増傾向にあり、生活困窮者が抱える複雑・多様化した個別の課題に応じて、寄り添いながら支援を行っていく必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・第4期小田原市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）

◆ 成果目標

1 民生委員児童委員の充足率（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
96.2 %	維持	96.2 %

2 ケアタウン推進事業として各地区で取り組む活動数（1地区当たり）（累計）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
1.27 件	増	1.5 件

3 生活保護利用者の就労支援事業対象者における就労決定率（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
34.8 %	増	50.0 %

詳細施策 101 包括的な相談支援体制の充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・社会福祉法の重層的支援体制整備事業の枠組みを活用するなどして、高齢、障がい、生活困窮など分野ごとの相談支援機関の協働、社会参加に向けた支援等を一体的に進め、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに応える包括的な支援体制を整備します。
- ・成年後見制度の利用など、福祉的な支援が必要な地域住民の権利擁護に関する相談支援や普及啓発を進めます。

◆ 主な取組

- 多機関協働事業
- 地域福祉相談支援
- 参加支援の実施
- おだわら成年後見支援センターの運営

詳細施策 102 地域福祉活動の支援

◆ 3年間で取り組むこと

- ・地域福祉の基盤を支える社会福祉協議会と民生委員児童委員の活動を支援することを通じて、多様な主体が参画する支え合いの地域づくりを促進します。
- ・すべての人が共に生きる地域づくり「ケアタウンの実現」を目指して、各地域が主体的に取り組むサロン、生活応援及び担い手育成等の支え合いの活動を促進します。

◆ 主な取組

- 地域福祉計画の策定・推進
- 市社会福祉協議会の運営支援
- 民生委員児童委員協議会の運営
- 地域の福祉活動の促進・支援
- 避難行動要支援者の支援
- 社会福祉センターの管理運営

詳細施策 103 セーフティネットの充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・日常生活や社会生活、経済的自立といった広い視点により、生活保護利用者の個別の課題に応じた支援を行います。
- ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援を入口として、生活困窮者の日常生活や社会生活、経済的自立を生活保護に至る前の段階で支援します。
- ・各医療保険制度の適正な運営に努め、セーフティネット機能を充実させます。

◆ 主な取組

- 生活困窮者の自立支援
- 生活保護の実施
- 福祉給付金や弔慰金・見舞金等の支給
- 国民年金の届出や請求事務
- 国民健康保険や後期高齢者医療の安定的な事業運営
- 国民健康保険料の収納率向上に向けた取組

施策 2 高齢者福祉

◆ 目指す姿

○高齢者が自分らしく年を重ね、地域で自立した生活を営み、心身ともに健康で、安心して生活を送ることができています。

◆ 現状と課題

- ・高齢者が意欲と能力に応じて元気に活動を続け、地域の活力につながるよう、プロダクティブ・エイジング※を促進しています。引き続き、高齢者の経験を生かした活躍の場の充実を推進する仕組みづくりが必要です。
- ・高齢者が日常生活を送る上で、地域の中核的な相談窓口として、複雑・複合化した相談が増加している地域包括支援センターの安定した運営を支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けていくための環境整備が求められています。
- ・要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護（介護予防）サービスの利用量は、年々増加しています。

◆ 関連する個別計画

- ・第9期おだわら高齢者福祉介護計画（令和6年度～令和8年度）

◆ 成果目標

1 アクティブシニア応援ポイント事業年間延べ参加者数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
2,003 人	増	2,967 人

2 自立支援ケア会議の年間参加者数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
497 人	増	593 人

3 要支援・要介護認定者の更新申請認定結果における維持・改善率（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
71.3 %	増	73.3 %

※ プロダクティブ・エイジング 1975年にアメリカの老年学の権威であるロバート・ハトラー博士が提唱した理念。高齢者が労働やボランティア活動によって社会に貢献し、充実した生活を送ること。

詳細施策 201 生きがいつくりの促進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・アクティブシニア応援ポイント事業では受入施設や事業をより多くの分野に広げ、意欲的に活動へ参加しやすくなるための選択肢を増やします。
- ・就業の機会を提供するシルバー人材センターや社会奉仕活動などの地域活動に取り組む老人クラブを支援し、生きがいつくりと地域社会への参加を促進します。

◆ 主な取組

- | | | |
|--------------------|---------------------|--------------|
| ➤ アクティブシニア応援ポイント事業 | ➤ シルバー人材センターの運営支援 | ➤ 老人クラブの活動支援 |
| ➤ 敬老事業・長寿祝の実施 | ➤ 生きがいふれあいセンターの管理運営 | |

詳細施策 202 高齢者支援・相談体制の充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・地域包括支援センターの安定した運営を支援し、地域の相談拠点としての機能を確保します。
- ・地域ケア会議を開催し、複雑・複合化したケースの事例検討の積み重ねや日常生活圏域の地域特有の課題を明らかにするとともに、市全体の共通課題の検討や地域資源の開発を通じて高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援をします。
- ・高齢者を支える家族介護者に対して、介護方法や介護予防を習得する教室を開催するほか、紙おむつ等の支給を行います。
- ・買い物支援など高齢者の日常生活を支援するサービスの広がり把握するなど、様々な主体によって高齢者の自立した日常生活を支える体制を整備します。
- ・認知症の方を地域社会で支えるため、認知症をにんちしょう会などへの活動を支援するほか、若年層に対する認知症の正しい理解の普及促進を図ります。

◆ 主な取組

- | | | |
|--------------|-----------------|-------------|
| ➤ 地域ケア会議の開催 | ➤ 地域包括支援センターの運営 | ➤ 終活講演会の開催 |
| ➤ 認知症関連施策の推進 | ➤ 家族介護者や在宅生活の支援 | ➤ 高齢者虐待への対応 |

詳細施策 203 介護サービスの提供

◆ 3年間で取り組むこと

- ・介護サービスに対する需要は、認定者数の増加とともに、今後も伸びていくと思われることから、必要な供給量の確保に努めます。
- ・高齢者の自立支援・重度化防止につながる介護サービスが提供できるよう、介護保険事業所に対する支援等により、サービスの質の向上に努めます。

◆ 主な取組

- | | | |
|----------------------|----------------|-------------------|
| ➤ 介護保険事業の運営 | ➤ 要介護認定の審査 | ➤ 介護サービスの利用に応じた給付 |
| ➤ 訪問型サービス・通所型サービスの提供 | ➤ ケアプラン点検事業の実施 | ➤ 介護保険事業所への支援 |

施策 3 障がい福祉

◆ 目指す姿

○障がい者が必要とするときに、必要な障がい福祉サービスを安心して利用できているとともに、障がいがある人もない人も、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしています。

◆ 現状と課題

- ・障がい者が、自分自身でできる力を最大限に育てられるよう、ライフステージや障がい状態の変化に合わせた適切なサービス利用を促すには、自己決定を支える相談支援体制が重要です。しかし、本市の計画相談の利用率は、成人で7割、児童で3割と県内他市と比較して低いため、専門性の高い福祉人材の育成が必要です。
- ・障がい者も地域で支え合う主体として、地域との交流も含め様々なコミュニティとつながることを目指し、啓発イベント等を実施していますが、地域社会における障がい者への理解が十分とはいえない状況です。
- ・障がい福祉サービスの利用者数は年々増加しており、限られた地域の事業所で必要なサービスを利用できるよう、利用者のニーズに合った需給バランスや、サービスの利用基準の適正化を目指しています。また、各事業所の人手不足などにより障がいの程度が重い方を受け入れることが難しい現状があるため、福祉に携わる人材の確保や専門性の向上が課題となっています。
- ・障がい者の自立を促進するため、福祉的就労から一般就労へのステップアップに向けて、就労移行支援の利用促進を図っています。また、就労継続支援を利用している方が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、新設される就労選択支援の活用を図ることも重要です。

◆ 関連する個別計画

- ・第3期おだわら障がい者基本計画（令和5年度～令和10年度）
- ・第7期小田原市障がい福祉計画（令和6年度～令和11年度）
- ・第3期小田原市障がい児福祉計画（令和6年度～令和11年度）

◆ 成果目標

1 障がい者総合相談支援センターへの相談人数
（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
577 人	増	640 人

2 普及啓発イベントの参加者数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
469 人	増	520 人

3 計画相談支援の利用者数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
1,217 人	増	1,400 人

4 訓練等給付を経て就職した人数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
37 人	増	50 人

詳細施策 301 障がい者支援・相談支援体制の充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・障がい者総合相談支援センター及び基幹相談支援センターを体制の中核として、関係機関等との連携体制を構築し、障がい者の相談支援体制の充実を図るとともに、民間相談支援事業所等への専門的な指導、助言を行います。
- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及び家族支援の充実を図ります。
- ・障害者自立支援協議会において、障がい者等への支援体制に関する課題及び情報を共有し、体制の充実を図ります。
- ・重度障がい者を地域で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点の受入対象の拡充を図ります。

◆ 主な取組

- 障がい者基本計画の策定・推進
- おだわら障がい者総合相談支援センターの運営
- 基幹相談支援センターの運営
- 精神障がい者ピアサポート事業※展開
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置

詳細施策 302 障がい者権利擁護の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・障がいを理由とした差別の解消に向け、障がいや障がい者に関する市民の理解を深めるため、普及啓発に取り組めます。
- ・障がい者虐待の防止や早期発見、早期対応のための体制を整えます。
- ・必要とする人が成年後見制度を適切に利用できるよう支援し、制度の理解促進を図るための普及啓発に取り組めます。
- ・地域住民や団体等へ障がいに関する普及啓発活動を実施し、障がい及び障がい者への理解促進を図り、地域社会における「障がい」の受容力を高めます。

◆ 主な取組

- おだわらハートフェスタの開催
- おだわらつながる福祉展の開催
- 成年後見制度の普及啓発

詳細施策 303 障がい福祉サービスの充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・障がい福祉サービスを必要とする方が適正に利用できるよう、公平な給付に向けた支給決定を図ります。
- ・障がい者の就労に向けて、就労移行支援事業の利用促進や、適切な時期のステップアップ支援を進めます。
- ・必要とする方が施設入所でき、希望する方が安心して一人暮らし等ができるよう、地域生活への移行支援を進めます。
- ・福祉人材の確保や事業所の専門性向上に向けて、需給バランスの安定や事業者への支援策の拡充を検討します。

◆ 主な取組

- 福祉サービスや障害児通所支援の給付
- 医療的ケア児へのサービス提供支援
- 障害者手当等の給付、医療費助成
- グループホームの家賃助成
- 就労に向けた支援や通所交通費の助成
- 障がい者福祉施設の運営支援

詳細施策 304 障がい者社会参加の促進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・障がい者の就労を推進するため、障がい者に係る就労全般の相談に応じ、支援する就労相談事業を実施します。
- ・農業に従事することで自信や生きがいを獲得し、社会参加を促進する農福連携事業を推進します。
- ・障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関や商工会議所の事業者等と連携し、一体となって障がい者雇用の促進に努めます。
- ・多くの障がい者が気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる事業を実施します。

◆ 主な取組

- 就労相談の実施
- 農福連携の推進
- スポーツ・レクリエーションの場の提供
- 障がい者福祉タクシー等の利用費助成
- 手話奉仕員養成講座等の開催

施策 4 健康づくり

◆ 目指す姿

○市民一人ひとりが、それぞれのライフステージで自分の思い描く生活を送り、心身ともに健康で希望を持って暮らすことができています。

◆ 現状と課題

- ・脳血管疾患や心疾患などの循環器系疾患の死亡率が高いことから、その要因となる高血圧への対策が必要です。
- ・自らの健康状態を把握するための健康診査やがん検診の受診率が全国平均や神奈川県平均と比較し低いことから、各種健診(検診)の受診率の向上を図る必要があります。
- ・80歳で20本以上の歯を持つ人の割合や、歯科健診の受診率が全国平均や神奈川県平均と比較し低いことから、全身の様々な健康につながる歯の健康と口腔機能を維持するために歯科保健の推進強化が必要です。
- ・本市の推定1日食塩摂取量が国の目標値と比較し高いことから、自然に健康的な食事がとれる環境づくりを進めていく必要があります。
- ・運動習慣者の割合が国の目標値と比較し低いことから、運動に取り組みやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- ・70歳の高齢者が対象の介護予防把握事業で判明している、口腔リスク、物忘れリスク、こころのリスクが高いなどの傾向を踏まえ、一般介護予防事業を見直し実施していく必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・第2期小田原市健康増進計画（令和5年度～令和9年度）
- ・第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）
- ・第9期おだわら高齢者福祉介護計画（令和6年度～令和8年度）

◆ 成果目標

1 特定健診の受診率（単年）

基準値（令和5年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
29.5 %	増	60 %

2 健康相談件数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
5,078 人	増	5,300 人

3 健康教育参加者数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
5,719 人	増	5,800 人

4 食育サポートメイトの人数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
36 人	増	44 人

5 一般介護予防事業への参加者数（延べ人数）（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
39,069 人	増	44,636 人

※ 0次予防 自然と健康的な行動や生活習慣が取れるような環境を整えること。

※ クーリングシェルター 熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために、冷房設備が整っている施設を市があらかじめ指定することにより、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに暑さをしのぐ場所として開放する施設のこと。

※ 食育サポートメイト 食育サポートメイト養成講座を受講し、本市の食生活改善推進を目的として、食育実践活動等の食生活を中心とした健康づくり活動を、地域において組織的に行っている人。

詳細施策 401 保健予防の充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・健康診査事業では受診率向上のため、市民への啓発を広報やイベント、SNS・動画配信などのデジタルメディアを活用して行います。
- ・がん検診事業では、受診率向上を目指し啓発活動や予約しやすい体制整備を行い、小田原医師会と連携して早期発見・治療に努めます。
- ・特定健診・保健指導事業では啓発活動や受診推奨を丁寧に行うことで、健康づくりへの住民意識を向上させ、医療機関と連携し包括的な健康管理を支援します。
- ・第3期データヘルス計画の中間評価を実施し、その結果を基に取組を見直し、目標達成に向けて計画を推進します。

◆ 主な取組

- 訪問保健指導の実施
- 特定健康診査・がん検診等の実施
- 予防接種の実施
- データヘルス計画の推進

詳細施策 402 健康増進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・健康相談や健康教育では専門職による支援や生活改善指導を行い、地域での相談対応や病態別健康教育を通じて市民の健康づくりを支援します。
- ・各種保健事業から得られるデータの分析に継続的に取り組み、市民の健康状態の把握に努めます。
- ・地域の運動資源を活用し、医療と連携した安全で効果的な運動など、0次予防^{*}の観点も踏まえ市民が取り組みやすい運動環境の充実に図ります。

◆ 主な取組

- 生活習慣病の予防・改善に向けた健康教育・健康相談の実施
- 高血圧対策プロジェクトと歯科保健の推進
- 熱中症予防に係る情報伝達やクーリングシエルター^{*}の指定
- 健康おだわら普及員による保健事業
- 地域自殺対策の強化
- 医療と連携した運動環境の充実

詳細施策 403 介護予防

◆ 3年間で取り組むこと

- ・高齢者が要介護、要支援状態になることを防ぎ、いつまでも自分らしい生活を続けるため、65歳以上の方を対象に、高齢者筋力向上トレーニング事業、高齢者体操教室等の一般介護予防事業を実施します。
- ・第10期おだわら高齢者福祉介護計画の策定に合わせ、介護予防・日常生活支援総合事業の課題をとらえ、新たな事業体系で高齢者の介護予防の意識の向上や主体的な取組の創出等に取り組めます。

◆ 主な取組

- 高齢者筋力向上トレーニング事業等の実施
- 地域リハビリテーション活動の支援
- 栄養教室の開催
- 高齢者の介護予防等に取り組む「ふれあい担い手」の発掘・育成
- 認知症予防事業の実施

詳細施策 404 食育の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・イベント等の様々な機会を活用し、市の健康課題解決に向けた減塩や野菜摂取量増加に関する普及啓発を実施します。
- ・食育推進のための市内連絡会や食育推進団体連絡会において各食育活動報告の共有をします。
- ・小田原市食育サポートメイト^{*}を養成するための講座や育成を目的とした研修を実施します。
- ・小田原市食育サポートメイトと連携した保育園等への食育訪問を実施します。

◆ 主な取組

- 食育サポートメイトと連携した食育訪問の実施
- 親子料理教室など食育活動の実践
- 各小中学校における食に関する指導の実施
- 学校給食試食会を通じた食育の啓発

施策 5 こども・子育て支援

◆ 目指す姿

○妊娠期から青年期までの支援に取り組む関係者が連携し、切れ目のない支援が実施されているとともに、出産や子育てなどに関する不安感や負担感が軽減され、安心して子育てができています。

◆ 現状と課題

- ・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭を巡る環境が変化している中で、孤独感・孤立感を抱いている子育て当事者が存在します。
- ・貧困、障がい・医療的ケア児、児童虐待、ヤングケアラー※、自殺対策、いじめ、不登校、ひきこもりなど、生活面や精神面で困難を抱えるこども・若者に対する支援の拡充が必要です。
- ・おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」へ妊娠期から青壮年期までの相談支援機能を集約するとともに、保育所・幼稚園、学校など各機関と連携し、切れ目のない支援を実施していますが、施設を知らないこども・若者や保護者も多く、一層の周知が必要です。また、支援を一層強化するため、関係機関との連携強化、専門性の向上及び人員確保、安心して相談できる環境整備が必要です。
- ・幼児教育・保育の無償化や児童手当・医療費助成の拡充など、子育て世帯の経済的負担軽減に向けた取組を順次実施してきましたが、引き続き経済的な負担を感じている世帯が存在しており、経済的支援の強化が求められています。
- ・地域には、子育て世帯を支援する団体や、子育て当事者や若者による団体など、様々な活動主体が存在しますが、活動の継続に必要な資金の確保や活動拠点の維持など、様々な課題を抱えています。また、そうした活動に参画したり、活動を立ち上げたいと考える子育て当事者もいますが、既存の活動に関する情報が得にくいなど、障壁となっています。

◆ 関連する個別計画

・小田原市こども計画（令和7年度～令和11年度）

◆ 成果目標

1 子育て支援センター利用者数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
21,415 組	増	23,000 組

2 ファミリー・サポート・センターの支援会員数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
278 人	増	308 人

3 児童相談取扱件数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
734 件	増	848 件

※ ヤングケアラー 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

詳細施策 501 こどもを育てやすい環境の充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・小田原の未来を担うこどもたちが、自分らしく幸せに生き育っていくまちを地域全体で創造していきます。
- ・子育て世帯が孤独感や孤立感を抱くことがないよう、子育てを地域社会全体で支援する体制の形成や子育てに関する情報提供の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭などへの自立や就労支援のほか、出産・子育てに係る子育て世帯の負担感・不安感の軽減に向けた支援の充実を図り、安心して子育てできる環境を確立します。

◆ 主な取組

- | | | |
|-----------------------------|----------------------|------------------|
| ➤ 子育て支援センター、地域子育てひろば等の運営 | ➤ ファミリー・サポート・センターの運営 | ➤ 多様な集団活動事業の利用支援 |
| ➤ 子ども医療費等の助成と児童手当・児童扶養手当の支給 | ➤ 母子家庭等の自立支援 | ➤ 紙おむつの無償配布 |

詳細施策 502 切れ目のない支援体制の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・妊娠期から乳幼児期、学齢期、青壮年期に至るまでのライフステージに沿った切れ目のない相談支援を強化するため、母子保健と児童福祉の連携をより一層進め、子育て世帯に寄り添った相談支援を行うとともに、必要な支援施策の充実を図ります。

◆ 主な取組

- | | | |
|------------------------|--------------------|--------------|
| ➤ おだわら子ども若者教育支援センターの運営 | ➤ 妊産婦等への支援の充実や育児相談 | ➤ 乳幼児健康診査の実施 |
| ➤ 早期発達支援の実施 | ➤ ヤングケアラーへの支援 | ➤ つくしんば教室の運営 |

施策 6 地域医療

◆ 目指す姿

○一次、二次、三次救急の役割分担によるスムーズな救急医療や高度な医療体制が構築され、市民はいつでも安心して医療を利用することができています。

◆ 現状と課題

- ・地域医療構想やこれに係る病床機能、医療DX、地域医療の担い手不足など地域医療体制の課題について、県や関係機関と更に連携を進める必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域医療の様々な課題が浮き彫りになった一方で、人口減少・高齢化は進んでおり、医療ニーズが増大する中において、地域の限られた資源を有効活用し、安心できる持続可能な医療の実現のため、効率的な医療体制を構築する必要があります。
- ・365日市民が安心して医療を受けられるよう、休日・夜間急患診療所の開設や広域二次病院群輪番制の運営支援などを通じ、一次救急、二次救急、三次救急、小児救急医療体制を確保していく必要があります。
- ・保健センターは施設が老朽化していることから、設備改修等を検討していく必要があります。
- ・小田原市立総合医療センター（現 小田原市立病院）（以下「医療センター」という。）が、今後も公設公営を維持し安定的に良質な医療を提供していくために、地方公営企業法の全部適用によって達成される効果を検証し、効果が不十分である場合は、地方独立行政法人を含む適切な経営形態について検討を進める必要があります。
- ・医師少数区域である県西地域で、医療センターが基幹病院としての医療機能の維持と持続可能な病院経営を行うために、医師をはじめとする医療人材を確保する必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・神奈川県地域医療構想（平成28年度～令和7年度）
- ・第8次神奈川県保健医療計画（令和6年度～令和11年度）
- ・小田原市立病院経営計画（経営強化プラン）（令和6年度～令和9年度）
- ・新病院建設基本計画（令和2年12月～）

◆ 成果目標

1 休日・夜間急患診療所開設日数（単年）	基準値（令和6年度） 365 日	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 365 日
2 小田原市消防の管内（2市5町）への搬送割合（単年）	基準値（令和5年度） 90.3 %	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 90.3 %
3 病院事業の経常収支比率（単年）	基準値（令和5年度） 112.1 %	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 90.0 %
4 患者の満足度調査における満足等の割合（単年）	基準値（令和4年度） 82.0 %	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 90.0 %
5 患者紹介率（単年）	基準値（令和6年度） 80.0 %	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 80.0 %

詳細施策 601 地域医療連携の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・県西地区保健医療福祉推進会議に参画し、県西地区における保健、医療、福祉に関する協議を行います。
- ・小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会と連携し、地域医療体制を維持します。
- ・災害時医療や地域医療連携の充実・強化、医療DXなど、地域医療の課題解決に向けた具体的な取組について研究していきます。

◆ 主な取組

- 小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会との連携
- 骨髄移植ドナーへの支援
- 献血の普及啓発

詳細施策 602 医療体制の充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・小田原市休日・夜間急患診療所への運営費助成を行い、市民の一次救急医療体制を確保します。
- ・休日及び夜間に担当する輪番病院への運営費助成を行い、中・重症患者に対する二次救急医療体制を確保します。
- ・医療センターにおいて、深夜の小児救急医療に係る医療体制を確保します。
- ・おだわら看護専門学校への運営費助成を行い、看護職員人材の育成を支援することで、地域医療体制等を確保します。

◆ 主な取組

- 難治性疾患対策の実施
- 休日・夜間急患診療所の運営支援
- 広域二次病院群（補充）輪番制の運営支援
- 看護職員人材育成の支援
- 小児深夜救急医療体制の確保
- 片浦診療所の施設・管理運営の見直し

詳細施策 603 小田原市立総合医療センターの健全経営

◆ 3年間で取り組むこと

- ・医療センターは、経営計画（経営強化プラン）に基づき、病院経営の分析・改善を実施して評価するほか、地方公営企業法の全部適用によって達成される効果を検証し、効果が不十分である場合は、地方独立行政法人を含む適切な経営形態について検討を進めていきます。
- ・医療センター開院後も、医師確保に取り組み、救命救急センターをはじめ、救急、小児・周産期医療や高度医療などの公立病院に求められている不採算医療を担っていきます。
- ・医療センターは、手術、化学療法、放射線療法のほか、がんゲノム医療にも取り組み、地域がん診療連携拠点病院としての機能充実に努めるほか、患者サポートセンターを中心に地域医療支援病院としての相談機能や地域医療連携機能等を強化します。
- ・医療センターのグランドオープンに向け、旧病院を解体し、ロータリー・立体駐車場等を整備します。

◆ 主な取組

- 救急、小児、周産期医療体制の確保
- 地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実
- 災害拠点病院機能の維持
- 経営計画（経営強化プラン）の実施・評価
- 地域医療支援病院としての機能強化の推進
- 新病院建設（2期工事）の実施

施策 7 消防・救急

◆ 目指す姿

○消防機関があらゆる災害に対処できるように、組織及び施設が整備され消防行政サービスが図られているとともに、市民、地域、企業等と相互に連携し、災害対応力が強化されています。

◆ 現状と課題

- ・これまで経験してきた、東日本大震災をはじめとした数々の大規模地震や局地的に続発する大雨、勢力が強大化してきている台風のほか、令和7年（2025年）に各地で発生した山林火災など、自然災害による被害が甚大化・広域化する傾向にあります。
- ・地球環境問題の深刻化や脱炭素社会・デジタル化社会へ向けた取組などの課題により、消防の業務はますます複雑化・多様化しており、消防はこれらの災害等に迅速かつ適切に対応していく必要があります。
- ・高齢化の進展等により救急需要は増加していることから、救急活動時間の延伸を防ぐとともに、これに伴う救命率の低下を防ぐための対策が必要となっています。
- ・住宅火災による高齢者の被害の増大が危惧されているほか、飲食店や社会福祉施設など火災発生時に人命危険の高い防火対象物に対して効果的な査察の実施が必要となっています。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市消防計画（令和4年度～令和12年度）
- ・神奈川県西部広域消防運営計画（平成24年5月～）
- ・小田原市消防署所再整備計画（令和5年度～令和12年度）

◆ 成果目標

1 小田原市消防署所再整備計画に基づく再整備進捗率（累計）	基準値（令和6年度） 49.0 %	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 51.5 %
2 火災における指令から現場到着までの最先到着隊の平均時間（単年）	基準値（令和6年度） 8 分	目標の方向性 減	目標値（令和10年度） 7.5 分
3 救命講習の受講者数（単年）	基準値（令和6年度） 1,363 人	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 1,500 人
4 救急車における通報から現場到着までの平均時間（単年）	基準値（令和6年度） 10 分 31 秒	目標の方向性 減	目標値（令和10年度） 10 分 00 秒
5 住宅用火災警報器設置率（単年）	基準値（令和6年度） 78.0 %	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 86.0 %
6 消防団員の充足率（単年）	基準値（令和6年度） 97.0 %	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 100 %

詳細施策 701 消防組織体制の強化

◆ 3年間で取り組むこと

- ・小田原市消防署所再整備計画で位置付けている足柄消防署、松田分署及び荻窪出張所の再整備について検討していきます。
- ・より質の高い消防サービスを提供するために、計画的かつ効果的な人材育成と職員採用に取り組むとともに、風通しの良い組織及び職場環境を整備するために「組織風土の改善・改革」に向けた取組を推進します。
- ・消防情報指令システム及び消防救急デジタル無線の更新整備・維持管理のほか消防業務ICT化を推進します。

◆ 主な取組

- | | | |
|---------------------|----------------|---------------|
| ➢ 広域消防組織体制の充実・強化 | ➢ 消防署所の再整備 | ➢ 消防被服等の整備、貸与 |
| ➢ 消防情報指令システム更新や保守管理 | ➢ 無線機等の維持管理・更新 | ➢ 危機管理体制の強化 |

詳細施策 702 消防・救急対応力の強化

◆ 3年間で取り組むこと

- ・複雑多様化する災害に対し、対応力の強化を図るため、各種訓練を実施し消防職員の活動能力向上を図ります。
- ・消防車両、資機材及び消防水利などの更新や整備を行います。
- ・救急救命士の計画的な養成と教育を図るほか、高度救命処置用資機材の整備など救急業務の強化を図ります。
- ・応急手当や救急車の適正利用について啓発を行います。

◆ 主な取組

- | | | |
|-------------------|-----------------------|----------------------|
| ➢ 消防車両、資機材等の更新や整備 | ➢ 県内外の消防本部との広域応援体制の強化 | ➢ 消防水利施設の整備や維持管理 |
| ➢ 救急車適正利用の啓発 | ➢ 救急救命士の養成・教育研修 | ➢ 救急活動研修や救急資機材の整備・備蓄 |

詳細施策 703 火災予防の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・住宅用火災警報器の設置率を全国や県レベルまで引き上げるため、火災予防の普及啓発に取り組めます。
- ・防火対象物及び危険物施設の違反是正を促進し、火災等による被害の減少や防火・防災意識の向上を図ります。
- ・火災原因調査に必要な資機材の整備、消防学校等の研修受講の推進を図ります。

◆ 主な取組

- | | | |
|------------------------|------------------------------|-------------------------|
| ➢ 住宅用火災警報器や家庭用消火器の設置促進 | ➢ 防火対象物及び危険物施設に対する適正な違反処理と是正 | ➢ 消防職員の火災原因調査能力向上のための教育 |
|------------------------|------------------------------|-------------------------|

詳細施策 704 持続可能な消防団体制の構築

◆ 3年間で取り組むこと

- ・小田原市消防団再整備計画に基づいて消防団員の処遇改善や消防団待機宿舎の老朽化などの課題解決に取り組めます。
- ・消防団員の装備等の充実・強化を進め、持続可能な消防団体制の構築を図ります。

◆ 主な取組

- | | | |
|-------------------|---------------|------------------|
| ➢ 消防団組織や消防団施設の再整備 | ➢ 消防団装備の充実や強化 | ➢ 消防団員の処遇の改善や見直し |
| ➢ 消防団員の加入促進 | | |

施策 8 多様性

◆ 目指す姿

〇一人ひとりが個人として尊重され、多様な価値観を認め合い、共に支え合うことで、誰もが個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生き生きと暮らしています。

◆ 現状と課題

- ・人権施策推進委員会において施策の進捗管理や評価方法を検討してきていますが、今後取り組む目標について市役所全体で検討し、取り組んでいく必要があります。
- ・人権啓発活動を継続して実施し、人権擁護委員等の協力も得ながら更に市民や市職員の人権意識の向上に努めていく必要があります。
- ・男女共同参画社会の実現のため、様々な分野において男女が共に参画していけるよう男女共同参画セミナー等を開催していますが、ジェンダー平等の意識の向上が図れるよう、対象者や開催方法を工夫し、参加者の増加を図っていく必要があります。
- ・「審議会等への女性参画推進の指針」において定めた女性の参画率を 40%以上 60%以下とする目標に向けて、様々な取組を推進していく必要があります。
- ・外国籍住民の人口が増加している中、外国籍住民の日本語学習支援や行政窓口での自動通訳翻訳機の活用等の支援について、令和 6 年度（2024 年度）から開始している外国籍住民へのニーズ調査等を参考にしながら、ニーズに沿った方法を模索していく必要があります。
- ・平成 5 年（1993 年）10 月 1 日に「小田原市平和都市宣言」を制定し、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝える様々な施策を実施してきましたが、戦争体験者の高齢化により、戦争体験の伝承が次第に難しくなっているため、新たに「平和を創る」という視点で、市民や地域社会における平和への意識の醸成及び平和について積極的に取り組む人材を育てる施策を実施していく必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市人権施策推進指針（平成 23 年度～）
- ・第 3 次おだわら男女共同参画プラン（令和 4 年度～令和 8 年度）

◆ 成果目標

1 市の審議会等への女性の参画率（単年）

基準値（令和 6 年度）	目標の方向性	目標値（令和 10 年度）
34.0 %	増	40.0 %

2 人権啓発イベントの参加者数（単年）

基準値（令和 6 年度）	目標の方向性	目標値（令和 10 年度）
105 人	増	140 人

3 小田原 L エール認定企業数（累計）

基準値（令和 6 年度）	目標の方向性	目標値（令和 10 年度）
105 社	増	165 社

4 小田原市人権施策推進指針に基づく人権施策の取組数（単年）

基準値（令和 7 年度）	目標の方向性	目標値（令和 10 年度）
186 件	増	200 件

※パートナーシップ制度

性的マイノリティ(LGBT など)のカップル等が、法律上の婚姻関係に準ずる関係として、自治体に宣誓できる制度。自治体は、パートナーシップ関係を公的に証明し、一部の行政サービス等において、婚姻カップルと同等の取り扱いとするもの。

※小田原市女性活躍推進優良企業認定制度

愛称「小田原 L エール」。女性活躍推進に積極的に取り組む市内企業を認定する本市独自の制度。その取組内容に応じ「ブロンズステージ」「シルバーステージ」「ゴールドステージ」として認定している。

※かながわ医療通訳派遣システム

日本語が十分に話せない外国籍の患者が安心して医療を受けられるようにするため、神奈川県が協定した医療機関に医療通訳を派遣するシステム。神奈川県と県内市町村で協力して実施している。

詳細施策 801 人権施策の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・人権施策推進指針に基づく施策の進捗管理や評価方法について小田原市人権施策推進委員会による検討、協議を行います。
- ・人権の擁護及び確立を目指すことを目的として組織された本市に拠点を置く団体や本市と協力して市内外で活動する団体が実施する人権啓発活動事業を支援します。
- ・職員の人権意識向上のため、人権団体が主催する講演会・研修会等に職員を派遣します。

◆ 主な取組

- パートナースhip制度※の推進
- 人権施策推進指針の取組推進と人権啓発
- 人権擁護委員の活動支援
- 「社会を明るくする運動」の実施
- 自立・更生保護団体の活動支援

詳細施策 802 ジェンダー平等の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・おだわら男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に関する施策を計画的に推進します。
- ・ジェンダー平等の意識の向上を目指して、男女共同参画セミナー等を開催します。
- ・市の審議会など、政策・方針決定過程等の場への女性の参画率向上に努めます。
- ・小田原市女性活躍推進優良企業認定制度（小田原 L エール）により、女性活躍推進に積極的に取り組む市内企業を認定し、女性をはじめすべての人が働きやすい環境づくりの推進を図ります。

◆ 主な取組

- 男女共同参画プランの策定
- ジェンダー平等の意識改革
- 小田原市女性活躍推進優良企業認定制度（小田原Lエール）の運用
- 困難な問題を抱える女性に対する相談と支援

詳細施策 803 多文化共生の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・外国籍住民にとっても生活しやすい環境を整えるため、日本語教室等を支援するとともに、通訳・翻訳ボランティアの登録及び派遣を行います。
- ・日本語が十分に話せない外国籍の人が安心して医療を受けられるように、かながわ医療通訳派遣システムへ参加します。
- ・自動通訳翻訳機を各窓口対応の際に貸し出し、外国籍住民の行政手続きの支援を行います。

◆ 主な取組

- 通訳翻訳ボランティアや自動通訳翻訳機などによる行政相談補助
- 外国籍住民への行政情報発信
- 医療通訳派遣システムの活用
- 日本語教室等の実施支援

詳細施策 804 平和施策の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・平和都市宣言の理念の実現に向けて、平和施策を進め、市民の平和に対する意識を高めます。
- ・戦後 80 年事業で掲げた「平和を創る」の理念を継承し、お互いが認め合い、争いや憎しみを生まない精神等平和を創る意識づけを行いながら、この考え方を今後の平和施策の中でも継続的に取り入れていきます。

◆ 主な取組

- 平和を創る教育体験プログラムの実施
- 学校訪問講話会の開催
- 市内戦争遺跡巡り事業

施策 9 自然共生

◆ 目指す姿

○森里川海がオールインワンとなった豊かな自然環境やその魅力が市内外の人々に伝わり、自然環境は良好な状態が保たれています。また、こどもたちや市内外の様々な人が親しみを持って日常的に自然環境に触れ合いながら、魅力を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりが進んでいます。

◆ 現状と課題

- ・多様な主体による環境活動が持続可能なものとなるよう、プラットフォーム組織の機能強化を図り、地域循環共生圏の視点を取り入れながら、様々な環境分野において環境と経済が循環する仕組みを構築していく必要があります。
- ・環境課題解決をフィールドにした関係人口の拡大を図り、経済性と社会性のある取組にしていくため、都市部の自治体や住民等との連携による人材の巻き込みが必要です。
- ・様々な人が親しみを持って小田原の豊かな自然環境を守り育てていくためには、様々なまちづくりの取組と連携し、活用していく方が必要です。

◆ 関連する個別計画

- ・第3次小田原市環境基本計画（令和4年度～令和12年度）
- ・おだわら森林ビジョン（令和3年度～）
- ・小田原市森林整備計画（令和5年度～令和14年度）
- ・小田原市鳥獣被害防止計画（令和7年度～令和9年度）
- ・小田原市緑の基本計画（平成28年度～令和17年度）

◆ 成果目標

1 環境活動支援事業の実施件数（単年）	基準値（令和7年度） 8 件	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 10 件
2 おだわら環境志民ネットワークの会員数（単年）	基準値（令和7年度） 94 人	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 124 人
3 生物多様性に係る環境保全に取り組んでいる区域（単年）	基準値（令和7年度） 1 箇所	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 3 箇所
4 森里川海ブランド認定品の出店回数（単年）	基準値（令和6年度） 1 回	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 5 回
5 小田原市森林整備面積（市単独事業）（直近3箇年平均）（単年）	基準値（令和6年度） 33.0 ha	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 33.0 ha
6 まちなか緑化助成事業補助金の活用件数（単年）	基準値（令和7年度） 4 件	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 8 件

※ ネイチャーポジティブ 「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを目指す概念。企業や個人が、自然と共生する社会の実現に向けて、様々な取組を実践することが求められている。

※ 自伐型林業 山林を借用し、又は施業を受託するなどして行う小規模な林業のこと。

詳細施策 901 多様な主体による環境課題解決

◆ 3年間で取り組むこと

- ・市民のみならず都心部等から関係人口を増加させながら、課題だったものに価値を見出し、多種多様な体験コンテンツの創出により環境と経済の循環創出を進めていきます。
- ・遊休地において、市民など多様な主体と連携しながら環境再生活動を推進していきます。
- ・市民の環境意識の向上を目指した環境学習などの取組を通じて多様な主体による参加と協働、人づくりを進めていきます。

◆ 主な取組

- おだわら環境志民ネットワークの活動支援
- 環境基本計画の策定及び改定
- 企業や関係団体との連携による環境学習などの実施
- 多様な主体による環境活動への参加促進
- 環境再生プロジェクトの推進

詳細施策 902 生物多様性の維持・保全

◆ 3年間で取り組むこと

- ・希少な動植物を守り育てる活動など、ネイチャーポジティブ※に寄与する取組を進めることで、次世代に残すべき豊かな生物多様性の保全を行います。
- ・人間の生活環境に被害を及ぼす有害鳥獣や、生態系に影響を及ぼす外来種について、追い払いや捕獲を進めるなど、適切に対応していきながら共存に努めます。

◆ 主な取組

- ネイチャーポジティブの推進
- 野鳥の観察会や啓発活動の実施
- メダカの保護活動
- 有害鳥獣や外来生物による被害防止の促進
- 野猿による被害の防止及び被害軽減対策

詳細施策 903 森里川海の保全・活用

◆ 3年間で取り組むこと

- ・森林が有する多面的機能を持続的に発揮させるため、必要な森林整備等を行うほか、自伐型林業※の導入や森林ビジョンの改定について検討します。
- ・保全すべき松林における松くい虫の防除対策を実施します。
- ・市民が身近に親しめる自然空間や、様々な活動・学習のフィールドとしての里山の再生に向けた地域の取組を支援します。
- ・市民との協働により、河川環境の保全活動や環境教育を進めます。

◆ 主な取組

- 自伐型林業導入の検討
- 地域水源林の整備
- 里山づくり推進事業
- 酒匂川水系のフィールド体験
- 海岸清掃活動・美化啓発の実施

詳細施策 904 緑化の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・「緑の基本計画」に基づき、緑豊かなうるおいのあるまちづくりを推進していきます。
- ・小田原駅周辺の道路照明灯に花飾りを設置し公共花壇へ花の植え付けを行うとともに、みどりの少ないまちなかの民有地を緑化した方を支援し、緑化を推進していきます。
- ・緑化団体等への花苗を配布することで、地域の拠点である公民館や公園などの緑化を推進します。

◆ 主な取組

- 緑の基本計画の改訂・進捗管理
- 民有地や公共空間の緑化支援
- 公民館などの地域拠点の緑化促進
- 保育園や幼稚園への園芸資材提供
- 保存樹・保存樹林の奨励

施策 10 生活環境保全

◆ 目指す姿

○市民・事業者・行政が連携し、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用などを推進するとともに、循環経済（サーキュラーエコノミー※）への移行を進め、省資源・循環型社会が構築されています。また、一人ひとりの環境美化意識が高まり、まちの美化や環境保全の取組が進み、良好な生活環境が保たれています。

◆ 現状と課題

- ・家庭における一人当たりの燃せるごみ排出量は着実に減ってきており、各種事業の効果が出ていると考えられますが、県内の自治体と比較すると削減の余地があり、更なるごみの減量化策及び資源化策を講じる必要があります。
- ・剪定枝や製品プラスチックなど、分別品目を拡大することはごみの減量化に効果的ではあるものの、収集運搬、処理体制の構築や、市民への周知徹底が課題となります。
- ・焼却施設は稼働開始から45年が経過し、再整備が必要な状況となっていることから、神奈川県循環型社会づくり計画に基づき足柄下郡3町との枠組みで広域による施設整備を進めていく必要があります。
- ・市民の環境美化意識を更に高め、良好な衛生環境を保ち続けられるよう努めるとともに、環境汚染の防止については、日常的な環境変化に注視していくことが求められます。

◆ 関連する個別計画

- ・第3次小田原市環境基本計画（令和4年度～令和12年度）
- ・第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画（令和2年度～令和11年度）
- ・第2次小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画（令和2年度～令和8年度）

◆ 成果目標

1 家庭における一人一日当たり燃せるごみ排出量（単年）	基準値（令和6年度） 466 g	目標の方向性 減	目標値（令和10年度） 446 g
2 焼却施設における排ガスの大気排出基準適合率（単年）	基準値（令和6年度） 100 %	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 100 %
3 美化清掃実施回数（単年）	基準値（令和6年度） 625 回	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 750 回
4 主要河川のBOD※の環境基準適合率（単年）	基準値（令和6年度） 100 %	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 100 %

※ サークュラーエコノミー 従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。

※ BOD 生物化学的酸素要求量のことで Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素量を表した値であり、水質汚濁の程度を示す代表的な指標。

※ 大型ごみコール制戸別収集 大型ごみの収集を希望する市民が事前に市リサイクルセンターに電話し、廃棄物の種類、個数、収集する日などを予約することで、予約日に市委託業者が自宅等に伺い廃棄物を収集するもの。

詳細施策 1001 ごみの減量化・資源化の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・食品ロスの削減、プラスチックごみの削減や資源化について、様々な媒体を活用した啓発事業を行います。
- ・段ボールコンポストやその他の生ごみ資源化の手段に対する支援により、定着と普及に取り組みます。
- ・製品プラスチックの再商品化及び剪定枝類の資源化の実施に向けて検討を進めていきます。
- ・焼却灰の資源化や各種資源の再生利用を推進します。

◆ 主な取組

- | | | |
|--------------|-------------------------|---------------------------|
| ➢ ごみ減量化の意識啓発 | ➢ プラスチックごみの削減・資源化 | ➢ 食品ロスの削減に向けた講演会や料理教室等の実施 |
| ➢ 剪定枝類の資源化 | ➢ 段ボールコンポスト等による生ごみ堆肥化促進 | ➢ 紙布類の分別徹底及び資源化 |

詳細施策 1002 ごみの適正処理

◆ 3年間で取り組むこと

- ・ごみ集積場所については、自治会と協力し適正な分別・排出及び管理を進めていきます。
- ・不法投棄については、神奈川県や神奈川県警など関係機関と連携し啓発やパトロールなどを実施していきます。
- ・廃棄物の処理については、高齢化の進展等、社会環境の変化を捉え、市民ニーズに的確に対応するため、デジタル技術を活用した収集運搬業務を進めていきます。
- ・廃棄物処理施設の計画的な修繕と適正な管理運営を行うとともに、1市3町による新たな廃棄物処理施設の整備について検討します。

◆ 主な取組

- | | | |
|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| ➢ ごみの収集運搬や大型ごみのコール制
戸別収集※ | ➢ 警察や県等と連携した不法投棄パト
ロールの実施 | ➢ 小田原市・足柄下地区でのごみ処理広
域化に向けた検討 |
| ➢ リサイクル施設等の管理運営 | ➢ 焼却施設の管理運営 | ➢ 埋立処分場の管理運営 |

詳細施策 1003 美化の推進と衛生環境の保持

◆ 3年間で取り組むこと

- ・自治会やボランティア団体等の清掃活動支援や環境美化推進員の育成を図り、ごみの投棄や落書きなどがないきれいなまちづくりを進めていきます。
- ・害虫駆除やし尿処理を適切に行うとともに、公衆便所や環境美化促進重点区域における喫煙所の管理及び市民のニーズに適切に対応した斎場運営を行います。
- ・犬・猫飼育マナー啓発看板の貸与や犬のしつけ教室を実施します。

◆ 主な取組

- | | | |
|-------------------------|----------------|-------------------|
| ➢ 市民や事業者等との協働による地域美化の促進 | ➢ 害虫駆除やし尿などの収集 | ➢ ペットの災害対策検討 |
| ➢ ドッグランの開催 | ➢ 斎場の管理運営 | ➢ 扇町クリーンセンターの管理運営 |

詳細施策 1004 公害対策の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・河川水質調査や地下水、大気、自動車騒音など環境保全に関する各種調査を実施します。
- ・事業所排水対策として事業者への立入調査を実施します。
- ・生活排水対策として単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ・生活環境に対する公害苦情発生原因の低減に向けて行為者に対して注意喚起のチラシを配布し啓発に取り組みます。

◆ 主な取組

- | | | |
|-----------------|-------------------------|------------------|
| ➢ 河川や海域の環境調査の実施 | ➢ 事業所排水対策としての事業者への立入調査 | ➢ 地下水の水質や水位調査の実施 |
| ➢ 大気環境調査の実施 | ➢ 生活環境に対する苦情発生源等への適切な指導 | ➢ 自動車騒音等の環境調査の実施 |

施策 11 脱炭素

◆ 目指す姿

○省エネルギーへの意識が一人ひとりに芽生え、高効率の照明や空調といった省エネ機器の導入に加え、建築物のZEB化・ZEH化が進み、日常生活に溶け込んだ省エネルギー行動や環境配慮行動が、豊かな生活に繋がっています。また、二酸化炭素を排出しない太陽光発電等の再生可能エネルギーを地域の中で作り使うエネルギー地産地消が広がっています。

◆ 現状と課題

- ・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を抑制し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入などの気候変動を防止するための対策である「緩和策」と、既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対して、被害を最小限に食い止めたり、逆に気候の変化を利用したりする対策である「適応策」の両側面から取り組むことが重要です。
- ・令和6年度（2024年度）小田原市市民意識調査によると、市民の60.7%が省エネルギーや再生可能エネルギー、電気自動車などの脱炭素行動を生活の中で実施していますが、その割合を更に高めていく必要があります。
- ・本市は、平成23年（2011年）の東日本大震災以降、エネルギーの地域自給による持続可能なまちの実現に向けてエネルギー政策の推進に関する専門部署を立ち上げるとともに、持続可能なまちづくりに不可欠な地域の資源である再生可能エネルギーの活用を推進してきました。
- ・令和元年（2019年）11月には「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」を表明し、脱炭素社会の構築に向けたエネルギー政策と気候変動対策を統合的に推進してきました。
- ・再生可能エネルギー導入量は着実に増えている一方で、目標の達成に向けては引き続き増加が求められることから、各種補助金等の支援を市民・事業者の理解促進を図った上で推進していくことと同時に、電力地産地消プラットフォームの構築により、再生可能エネルギー由来電力の電源拡大と利用促進をより一層図っていくことが必要です。

◆ 関連する個別計画

- ・第3次小田原市環境基本計画（令和4年度～令和12年度）
- ・小田原市気候変動対策推進計画（令和4年度～令和12年度）

◆ 成果目標

1 二酸化炭素排出量（民生部門）（単年）

基準値（令和4年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
508 千t-CO ₂	減	387 千t-CO ₂

2 市内の再生可能エネルギー導入量（累計）

基準値（令和5年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
41 千kW	増	122 千kW

3 電力地産地消プラットフォームにおける取扱電力量（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
0 MWh/年	増	3,800 MWh/年

※ 営農型太陽光発電 農地に太陽光パネルを設置して電力を生産しながら、その下で農作物を育て、農業と発電を同じ場所で両立させる取組のこと。（ソーラーシェアリング）

※ 地域マイクログリッド 平時は既設の送配電ネットワークを活用して電気を調達し、非常時にはネットワークから切り離して電気を自給自足するシステムのこと。

詳細施策 1101 環境配慮行動の普及

◆ 3年間で取り組むこと

- ・環境に配慮した行動やライフスタイルへの転換を図るなどの市民等の行動変容を促進します。

◆ 主な取組

- 気候変動対策推進計画(区域施策編)の推進
- デコ活等の普及啓発
- グリーン購入・環境配慮契約の推進
- 市内環境価値の創出と活用
- 環境価値を重視する事業者の支援

詳細施策 1102 省エネルギー化推進と再生可能エネルギーの地産地消

◆ 3年間で取り組むこと

- ・地球温暖化の緩和に資する省エネルギー設備や太陽光発電設備などの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。
- ・農業の持続可能性及び耕作放棄地等の多面的価値(耕作放棄地の活用等)を重視した営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)※を促進します。
- ・公共施設における省エネルギー化などの環境に配慮した整備や再生可能エネルギーの活用を進めます。

◆ 主な取組

- 気候変動対策推進計画(事務事業編)の推進
- 温暖化対策推進事業費補助金の交付
- エネルギー使用量調査の実施
- 市民や事業者等におけるエネルギー利用の効率化・普及啓発
- 再生可能エネルギー事業奨励金の交付
- 公共施設の環境配慮整備

詳細施策 1103 地域脱炭素の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・再生可能エネルギーの地域自給に向けたイノベーションや社会実装モデルの創出に取り組めます。
- ・国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、「脱炭素先行地域」として設定したエリア内における省エネ・再エネ設備の導入を促進するとともに、電力地産地消プラットフォームの構築に取り組めます。
- ・脱炭素の基盤となる重点対策として、太陽光発電設備の更なる普及による再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を図ります。

◆ 主な取組

- エネルギーの地域自給の促進
- 小田原駅東口エリア及び久野地区生活拠点エリアへの太陽光発電・蓄電池の導入促進
- 脱炭素型地域交通モデル事業(EVカーシェア)
- 地域マイクログリッド※の構築
- 地域需給バランス・取引システムの構築による地域における再エネの活用
- 観光客向けEV充電器やEVタクシーの導入

施策 12 子育て

◆ 目指す姿

○すべてのこども・若者が、地域の大人やこどもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験等を通して、自主性や社会性を身に付けるとともに、自己表現できる機会や多様な活動の場が創出されています。

◆ 現状と課題

- ・児童・生徒の減少等により子ども会活動が弱まるなど、こどもと地域コミュニティとの関係が希薄化しています。
- ・こども・若者が、同世代の人と文化やスポーツ等の体験活動を通じて自分らしさを表現する更なる多様な機会が求められています。一方で、ひとり親家庭などのこども・若者は、経済的理由などにより体験格差が生じています。
- ・幼児期の教育・保育ニーズへの対応については、低年齢児を中心に増加・多様化する保育ニーズの受け皿の確保を進めています。今後は児童数の減少などにより保育ニーズのピークアウトが見込まれることから、ニーズ変化を踏まえ、教育・保育サービスの提供体制の調整が必要となります。
- ・家庭教育支援は、こどもを主体とした家庭への支援として、幼児期、小学校以降、思春期も含めて継続的に行われることが必要です。多様化する家庭環境に対し、地域や学校、行政、事業者等が支えとなり、社会全体で取組を進めていくことが求められています。

◆ 関連する個別計画

・小田原市こども計画（令和7年度～令和11年度）

◆ 成果目標

1 体験学習に参加して「成長した」と回答した割合
（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
60.0 %	増	90.0 %

2 保留児童数（単年）

基準値（令和7年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
100 人	減	40 人

3 待機児童数（単年）

基準値（令和7年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
4 人	減	0 人

4 多様で特色ある質の高い幼児教育・保育を実践している施設（累計）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
36 園	増	63 園

詳細施策 1201 こども・若者の活躍推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・人との多様な関わりを通じて、こども・若者の社会参画力を育み、将来の担い手につなげるため、自然の中での体験活動を実施します。
- ・こども・若者が安心して楽しく過ごすことができ、自分らしさを表現できるような多様な居場所を確保していきます。
- ・こども・若者の意見表明の機会の確保や施策への反映を進めるために必要な体制を整備します。

◆ 主な取組

- こどもの社会参画力の育成
- こどもの居場所づくり
- はたちのつどいの開催
- 若者応援コンペティションの開催
- 若者の奨学金返済などへの支援

詳細施策 1202 幼児教育・保育の質の向上

◆ 3年間で取り組むこと

- ・公立幼保の枠を超えた全市的な視野から、幼児教育の質の確保・向上について議論を進めるため、実践的な取組を共有する意見交換会を実施します。
- ・保育コンシェルジュを継続的に配置し、窓口での多様な相談への対応、出張相談や入所できなかった方に対するフォローなどの能動的な利用者への相談受付を実施します。
- ・保育士確保に向け、市内保育団体との協働による、保育士を目指す学生等へ向けた市内保育所等の紹介も含めた就職相談会を開催します。開催にあたっては、近隣の保育士養成校への周知協力依頼や、市内保育施設等へ積極的な参加を呼びかけます。
- ・こども誰でも通園制度の開始や児童発達支援の必要性の高まりなど多様化する就学前教育・保育へのニーズや引き続く少子化傾向に対応するため、今後の公立幼稚園・保育所のあり方について検討していきます。
- ・保育士の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整えるため、デジタル化の推進による事務の効率化のほか、職員の適正配置を検討し、保育に専念できる環境づくりを進めます。
- ・公立保育所等では、地域に根差した食育を推進するため、オーガニック食材を活用し、食の楽しさや大切さを感じられる給食の提供に取り組んでいきます。

◆ 主な取組

- 公立幼稚園・公立保育所等の管理運営
- 公立保育所等の給食における主食の提供開始
- 公私幼保施設の連携
- 公立就学前教育・保育施設の規模適正化
- 保育関連事務のデジタル化
- 民間保育施設の運営費補助

詳細施策 1203 家庭教育支援の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・こどもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心、自立心、社会的なマナーなどを身につけていくために、子育て期の保護者を主な対象としつつ、家庭を地域・学校・事業者・行政等を含めた社会全体で支えられるよう、市民を対象とする講演会を開催します。また、子育て世代の交流を生み出すような家庭教育学級開設等の取組を支援します。

◆ 主な取組

- 家庭教育学級などの開設
- PTA 研究集会などの実施

施策 13 学校教育

◆ 目指す姿

○質の高い教育の提供により、こどもたち一人ひとりが、多様な人・モノ・コトとの関わりを通じて、自分を輝かせて、充実した人生を送り、より良い地域社会を創る社会力を身に付けて成長しています。

◆ 現状と課題

- ・学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々な人との関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成を進めています。
- ・質の高い教育活動を行うため、教育委員会機能の強化や教員を支える環境整備等の充実を図り、授業力や教師力の向上とともに、個に応じたきめ細かな支援教育の更なる充実が求められています。
- ・未来にとって望ましい教育環境のあり方について地域と共有しながら、誰もが安心して学べる良好な教育環境の整備が必要となります。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市教育振興基本計画（令和５年度～令和９年度）
- ・小田原市学校施設中長期整備計画（令和８年度～令和１２年度）

◆ 成果目標

1 学習に対する姿勢や意識が肯定的な児童の割合（小学校）（単年）	基準値（令和６年度） 80.9 %	目標の方向性 増	目標値（令和１０年度） 85.0 %
2 学習に対する姿勢や意識が肯定的な生徒の割合（中学校）（単年）	基準値（令和６年度） 78.8 %	目標の方向性 増	目標値（令和１０年度） 84.0 %
3 教育相談を受けた人数（直近５箇年平均）（単年）	基準値（令和６年度） 1,350 人	目標の方向性 維持	目標値（令和１０年度） 1,350 人
4 スクールボランティア活動件数（単年）	基準値（令和６年度） 40,348 件	目標の方向性 維持	目標値（令和１０年度） 40,000 件
5 小田原市学校施設中長期整備計画に基づく工事実施率（累計）	基準値（-） - %	目標の方向性 増	目標値（令和１０年度） 60.0 %
6 おだわらっ子見守りサービスの利用率（累計）	基準値（令和７年度） 60.0 %	目標の方向性 増	目標値（令和１０年度） 70.0 %

※ 小田原版 STEAM 教育 郷土小田原を題材に、生徒が教科で学んだ知識などを活用し、実社会の課題解決に向けて探究的・創造的に取り組むことで、よりよい社会を目指す資質と能力を育む教育。

※ おだわらっ子見守りサービス 無償で配布された専用端末を持ち歩く児童が、街中の「見守りスポット」を通過すると、その位置情報などが記録され、行方不明が発生した際の捜索活動に役立てることができるサービス。民間事業者と連携して令和５年度から運営している。

詳細施策 1301 教育活動・支援体制の充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れながら、生涯にわたって学び続けられる取組を進めます。
- ・文化芸術に触れることで感性を育むとともに、個性や多様性を尊重し、他人を思いやる心など、豊かな人間性と社会性を育む取組を推進します。
- ・生涯を通じて運動やスポーツに関わろうとする態度や、健康で安全な生活を自ら営むための知識や生活習慣を身に付けた児童生徒の育成を目指します。
- ・社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を育成するために、小田原版 STEAM 教育※の着実な実施や教材・学びの場の提供を行います。
- ・おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」を拠点に、児童生徒の様々な教育的ニーズに対応できるよう、学校・教職員、関係機関等との連携を図ります。

◆ 主な取組

- ステップアップ調査の実施
- ICT 活用教育の推進
- 部活動の活性化
- 小田原版 STEAM 教育の推進
- 個別支援員の配置

詳細施策 1302 地域とともにある学校づくり

◆ 3年間で取り組むこと

- ・地域の社会力を生かした学校づくりを推進します。
- ・地域の協力の下、放課後の児童が安全・安心に過ごせる居場所を運営します。
- ・コミュニティ・スクールの一層の推進を図るための研修会及び情報交換会を実施します。
- ・小中学校の防災管理や防災教育の更なる充実を図るための取組を推進します。

◆ 主な取組

- 「未来へつながる学校づくり」の推進
- スクールボランティアコーディネーターの配置
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営

詳細施策 1303 教育環境の整備

◆ 3年間で取り組むこと

- ・新しい学校づくり(新たな学校配置の合意形成とそれを踏まえた改築・長寿命化改修の実施)の推進に努めます。
- ・既存の学校施設について、安全確保と教育環境の向上につながる改修等を進めます。
- ・教職員の働き方改革に資する様々な取組を展開します。

◆ 主な取組

- 特別教室等への空調設置
- 芝生化された校庭・園庭の維持・管理
- 新しい学校づくりの推進
- 民間事業者と連携した水泳授業の実施
- 教職員の健康対策推進
- 教育研究所の運営

詳細施策 1304 健康と食の充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・感染症対策やこどものプライバシー・心情に配慮した健康診断を実施します。
- ・登下校時を含め、こどもたちの安全対策の推進として、おだわらっ子見守りサービス※の利用率の向上に努めます。
- ・学校給食における地場産食材の使用拡大や献立の充実、自校炊飯校の拡大など学校給食の充実に努めます。

◆ 主な取組

- 学校での健康診断の実施
- 歯科保健の啓発
- 校内での生理用品の配置
- おだわらっ子見守りサービスの実施
- 給食費の段階的無償化
- 3品献立の提供回数増による献立の充実

施策 14 生涯学習

◆ 目指す姿

- 多様な学習の機会や場、情報などが提供されており、市民は主体的にそれらを活用しながら生涯学習活動を行うことで学びや活動を通じた交流の輪が広がり、自らが地域の課題解決の担い手となるなど、学んだことがまちづくりに生かされています。

◆ 現状と課題

- ・講座やイベントを開催することによって、学びとの出会いの機会は提供できているものの、学びの継続や探求、学びを通じた人とのつながりなど、学びと活動の好循環の実現のための支援に課題があります。
- ・生涯学習関連施設においては、事業運営や老朽化が進む設備等の適切な修繕・設備更新等が課題となっています。特に郷土文化館は施設の老朽化が著しく、国指定史跡内に位置していることから建て替えや大規模な修繕が難しい状況にあり、機能移転などの検討を進める必要があります。
- ・読書習慣の形成が不十分であることや読書への関心度合いの低下等により不読率が増加していること、また、インターネットやスマートフォン等の普及等による読書環境への影響の可能性あることを踏まえ、図書館への来館を促進するとともに、読書への関心を高めるための効果的な取組を推進、充実することが必要です。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）

◆ 成果目標

- 1 生涯学習事業に関連する各種講座受講者の満足度（単年）

基準値（-）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
- 点	増	4.5 点

- 2 生涯学習関連イベント参加者数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
14,033 人	増	14,500 人

- 3 図書館の入館者数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
480,332 人	増	491,352 人

- 4 おだわらデジタルミュージアムへのアクセス数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
176,815 件	増	220,000 件

詳細施策 1401 市民の学びに対する支援

◆ 3年間で取り組むこと

- ・キャンパスおだわら事業の事業展開の検討を行うほか、生涯学習関連施設の修繕等を適切に行い、市民主体の生涯学習を推進します。
- ・大学との連携を視野に入れながら、社会教育メニューの充実・強化を検討します。
- ・市民の交流の場および生涯学習活動に触れるきっかけづくりなどを目的に、多様な講座やイベントを開催します。また、多くの方の参加につながるような周知方法を検討し実践します。

◆ 主な取組

- キャンパスおだわらの運営
- 生涯学習センターの管理運営
- 生涯学習フェスティバルの開催
- 地区公民館の活動支援
- 集会所の管理運営

詳細施策 1402 郷土についての学びの推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・豊富な地域資源を継承し、市民が活用していくことを目的として、郷土の学びを深める展示や講演会等イベントを充実させます。
- ・市民と共に郷土の歴史資産を守り伝えることを目的として、体制の構築を進めます。
- ・市内の小学生等が尊徳翁の事績と教えを学んでもらうことを目的として、尊徳学習など学校教育と連携します。
- ・郷土文化館の老朽化対策や収蔵スペース確保等のために、施設の整備・改修に向けた検討を行います。

◆ 主な取組

- 郷土の歴史資産の収集や保存・活用・公開
- 郷土文化館・尊徳記念館の管理運営
- 松永記念館の管理運営
- 二宮尊徳に関する資料収集や学習推進、顕彰
- 博物館構想の推進
- デジタルミュージアムの管理運用

詳細施策 1403 図書館サービスの充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・老朽化が進む施設を健全に維持するため、効果的な施設更新を実施するとともに、図書資料を適宜補充します。
- ・図書館を使った調べる学習コンクール、読書活動推進講演会、利用者提案型イベント、一箱本棚オーナー等の取組により、新たな利用者の拡大を図ります。
- ・小田原駅東口図書館では「利用者層の拡大」、「次世代育成」、「まちの活性化」をコンセプトとし、子育て支援センターと連携し、各世代の図書館への興味・関心を喚起するイベント等の取組を進めます。
- ・電子書籍の充実を図るとともに、効果的な周知に務め、電子図書館の利用を促進します。

◆ 主な取組

- 図書館の活用促進
- 電子図書館の管理運用
- こどもの読書活動推進
- 中央図書館や東口図書館の管理運営
- 地域資料の整理や公開
- 図書館ネットワークの運営

施策 15 市民活動・地域活動

◆ 目指す姿

○市民が、様々な分野に広がる地域活動・市民活動に参画し、地域課題の解決につながるとともに、人が出会い、つながり、支え合うコミュニティづくりにより、明るく住みやすい地域になっています。

◆ 現状と課題

- ・市民活動団体は、多種多様な活動をしており、その活動の専門性は地域課題の解決につながる可能性があります。財政面や高齢化等の問題から、活動継続が困難な団体が顕在化しています。
- ・市民交流センターでは、市民活動の推進にあたり様々な事業等を実施していますが、今後は市民活動団体を積極的に地域につないでいく必要があります。
- ・平成30年度(2018年度)に開校した「おだわら市民学校」で実施していく分野に関して、担い手が必要とされている分野であるのかなどを精査し、新たな分野を含めた再編の検討や市民活動団体とのマッチング機能の充実など、より実践につながる仕組みづくりを図る必要があります。
- ・社会情勢の変化や価値観の多様化に伴い、地域運営上の課題が顕在化しており、地域から最も多く聞かれる声は、活動の担い手不足で、その背景には、各種地域活動団体自体の会員数の減少や、業務負担の重さによる活動への敬遠などがあります。
- ・自治会加入率が低下する一方で、福祉や防災など地域で対応すべきニーズが多様化する中、一部の住民の負担で地域社会の共助や公共的な取組を担い続けることが難しく、その持続可能性が問われています。
- ・自治会を始めとした各種地域活動団体の存在と活動内容について、多くの地域住民に知ってもらうとともに、活動に関わる人を増やしていく必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・地域別計画
- ・地域コミュニティ組織基本指針（令和7年12月改定予定）

◆ 成果目標

- 1 市民交流センター登録団体の地域での活動実績
(地域とのネットワーク事業)(直近3箇年平均)(単年)
- 2 市民学校の受講により新たなつながりができた人の数(累計)
- 3 まちづくり委員会の認知度(単年)
- 4 自治会の認知度(単年)

基準値(令和6年度)	目標の方向性	目標値(令和10年度)
21件	増	24件
基準値(-)	目標の方向性	目標値(令和10年度)
-人	増	86人
基準値(令和7年度)	目標の方向性	目標値(令和10年度)
49.4%	増	56.0%
基準値(令和7年度)	目標の方向性	目標値(令和10年度)
84.3%	増	85.0%

※ エディブル・スクールヤード 「エディブル」=食べられる、「スクールヤード」=子どもたちが学び育つ居場所という意味で、農と食を介した体験を通じて、多世代交流の場を創出し、新たな人材を発掘することで、地域活動の裾野を広げていく取組。

詳細施策 1501 市民活動の支援

◆ 3年間で取り組むこと

- ・市民活動団体の中間支援施設である市民交流センターを運営し、地域課題の解決につながるよう効果的に事業を展開していきます。
- ・市民活動団体に対して、多様な主体との協働を促進するとともに、より効果的な財政的支援の検討や、功労者の表彰等を通じて、活動が更に活性化し持続的に行われることを目指していきます。
- ・持続可能な地域社会の実現に向け、地域資源を活用した学びの場である「おだわら市民学校」を開設し、様々な世代や立場の市民が学ぶことによって、思いを同じくする市民の仲間づくりを進めるとともに、活動現場の実践者との対話や体験をより重視した運営を行い、まちづくりの課題解決の担い手育成につなげていきます。

◆ 主な取組

- | | | |
|-------------------|---------------------|----------------|
| ➤ 市民功労賞等表彰の実施 | ➤ 市民活動・協働応援制度補助金の交付 | ➤ 市民活動推進委員会の開催 |
| ➤ ボランティア活動補償制度の運用 | ➤ 市民交流センターの管理運営 | ➤ おだわら市民学校の運営 |

詳細施策 1502 地域における課題解決の支援

◆ 3年間で取り組むこと

- ・地域の負担を減らし、活動を支援し、担い手をつなぐ（掘り起こす）考え方のもと、地域の主体的な課題解決の取組が、より多くの地域住民が関わりながら展開されるよう、地域担当職員の拡充や活動の一步等を支援していきます。
- ・既存の各種地域活動団体の活動をより開かれたものとするこで、次世代が関わりやすい環境づくりを進めていきます。
- ・地域センター3館の施設・設備等の計画的な維持管理を行うとともに、施設活用と利用促進に努めます。
- ・市民集会施設の維持管理を行うとともに、老朽化の進んだ施設の閉鎖等に向けて調整を進めます。

◆ 主な取組

- | | | |
|-----------------------|----------------------|---------------------|
| ➤ おだわら地域力市民力表彰の実施 | ➤ 自治会総連合の運営や自治会活動の支援 | ➤ エディブル・スクールヤード※の推進 |
| ➤ 地域活動の情報発信や担い手の発掘・育成 | ➤ 地域コミュニティ組織の運営支援 | ➤ 地域センター施設等の維持管理や運営 |

施策 16 地域経済振興

◆ 目指す姿

○市内事業者が安定した経営基盤を持ち、起業家や多様な企業等が小田原に呼び込まれ、市民が生き生きと働き、地域資源を生かした需要喚起や地域内循環により、地域経済の好循環が図られています。

◆ 現状と課題

- ・人手不足や人件費の上昇、原材料費・燃料費の高騰など、市内事業者が抱える課題は多様化しているため、事業者の現状に即した支援が必要です。
- ・創業支援では、創業者の実態やニーズを把握した適切な支援が必要であり、市内事業者の課題の一つである事業承継についても、創業支援と一体に捉えた支援が重要です。
- ・様々な事業者が市内で継続的に経済活動を行い、雇用につなげて、多様な働く場を確保することが必要です。
- ・雇用促進に向けて若年者の就職支援等を実施していますが、雇用・求職状況の変化に即応した取組が必要です。
- ・本市が誇る伝統的な産業において、匠の技を後世に伝えるために技術の継承や後継者育成などの取組を行っていますが、業種によっては担い手不足が深刻な課題となっており、支援が必要です。
- ・商店街には、店主の高齢化や後継者の不在、来街者の減少、商店街組織の担い手不足、街路灯やアーケードの老朽化といった全国的にも見られる課題が幾重にも重なっており、まちににぎわいと交流をもたらすためには、各商店街団体等が抱える課題とニーズを踏まえた支援が必要です。

◆ 関連する個別計画

・小田原市地域経済振興戦略ビジョン（令和5年度～令和12年度）

◆ 成果目標

1 起業1年後の企業生存率（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
92.3 %	増	94.0 %

2 立地を支援した企業の新規市民雇用者数（累計）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
26 人	増	142 人

3 展示会・見本市における引合（商談）件数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
785 件	増	830 件

4 小田原駅周辺流動客数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
123,000 人	増	134,405 人

※ オープンイノベーション 市内外の様々な事業者、人、地域資源などが出会うことで、事業拡大や事業効率の向上、新たな価値が創出される動きのこと。

詳細施策 1601 市内事業者の成長促進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・経営に不安を覚える事業者に対し、新規事業の展開や各種補助制度等の経営相談に応じ、個別の事業者に寄り添った支援を行います。
- ・低利な融資制度、信用保証料の補助制度などにより、市内事業者の円滑な事業活動、健全な発展を助けます。
- ・商工会議所や商工会への財政的支援を通じて、事業者向けのセミナーや融資相談、景況調査などに努め事業者を支援します。

◆ 主な取組

- 中小企業の経営支援
- 金融機関と連携した中小企業への融資支援
- 小田原箱根商工会議所・小田原市橋商工会の運営支援
- 地域経済循環型住宅リフォームの支援
- 市域における適正計量の確保・普及

詳細施策 1602 多様な手段による働く場の創出

◆ 3年間で取り組むこと

- ・商工会議所や商工会、各金融機関等と連携し、創業しやすい環境が作られるよう創業支援を進めるとともに、それに関する事業承継支援も行います。
- ・ワーク・プレイス・マーケットのコミュニティの力を軸に、新たなビジネス展開やオープンイノベーション※の創出を支援します。
- ・市の魅力や優遇制度を周知することで、工場、研究所、事務所などの企業誘致を推進するとともに、市内企業の再投資を促すことにより、市民の働く場の創出に取り組んでいきます。
- ・雇用・就労支援として関係機関との連携をより一層進め、円滑な就職と職場への定着につながる取組を推進します。

◆ 主な取組

- | | | |
|-------------------------|---|-------------------|
| ➢ 企業誘致の推進 | ➢ ビジネスプロモーション拠点を活用した市の魅力発信・市内事業者とのマッチング | ➢ 企業市民まちづくり協議会の開催 |
| ➢ 創業・経営相談、起業スクールなどの開催支援 | ➢ ワーク・プレイス・マーケットでのビジネス展開支援 | ➢ 若年者層等の雇用支援 |

詳細施策 1603 地域産業の振興

◆ 3年間で取り組むこと

- ・地場産業に関わる組合や団体が取り組む後継者の育成や技術の継承、販路開拓を支援します。
- ・地場産業の振興について、関係団体と連携しながら、インバウンドも視野に入れた首都圏でのイベントに出展します。
- ・地場産業界等が実施する各種啓発イベントや教室について、集客に向けた効果的な情報発信方法などを関係者と検討しながら実施していきます。
- ・販路開拓を目指す中小企業や個人事業者を対象に、展示会や見本市への出展に対し経費の一部を助成します。
- ・本市が誇るものづくりを広く発信するために、主に未来を担うこどもたちを対象とした啓発事業を、ものづくり事業者と連携して実施します。
- ・地域資源を活用した特産品づくりによる、新たな産業の育成を推進します。

主な取組

- | | | |
|-----------------|---------------|---------------------|
| ➢ 地場産業団体の活動支援 | ➢ 産業発展功労者の表彰 | ➢ ものづくりなどの体験教室の開催支援 |
| ➢ 展示会・見本市出展への補助 | ➢ 新たな特産品開発の推進 | |

詳細施策 1604 商店街と中心市街地のにぎわいづくり

◆ 3年間で取り組むこと

- ・商店街連合会や商店街団体等の活動を支援して、まちのにぎわいと交流を創出し、本市の商業全体の活性化を図ります。
- ・起業者が出店する際の受け皿となり得る物件を増やし、商店街のにぎわいを創出します。
- ・歴史や文化、地場産業など地域資源の魅力を生かし、中心市街地から波及する商業の振興と回遊の促進に取り組みます。
- ・小田原地下街「ハルネ小田原」の商業機能を高め、地域経済の振興と中心市街地の活性化につなげます。

◆ 主な取組

- | | | |
|-----------------------|--------------------|---------------|
| ➢ 空き店舗の実態調査、利活用の促進 | ➢ 商店街連合会への補助 | ➢ 商店街団体等への補助 |
| ➢ 小田原地下街「ハルネ小田原」の管理運営 | ➢ 小田原宿なりわい交流館の管理運営 | ➢ 街かど博物館の活動支援 |

施策 17 農林業

◆ 目指す姿

○農業者が丹精込めて生産した農産物を市民も誇らしく思い、市民・来訪者は農業の必要性を理解し地域の農業を支えることで、持続可能な農業が展開しています。また、地域産木材の利用拡大など、林業・木材産業の活性化とともに森林整備が図られ、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用が進んでいます。

◆ 現状と課題

- ・農業者の高齢化や若者の農業離れによる後継者不足は、農産物の減少や耕作放棄地の拡大に繋がるため、新たに多様な担い手を確保、育成、支援する必要があります。
- ・有害鳥獣による農作物被害は、農業者の耕作意欲の減退の原因となり、耕作放棄地の拡大につながります。さらに、放置された耕作放棄地が有害鳥獣の住処となることで農作物被害が拡大するという悪循環になるため、有害鳥獣対策を行う必要があります。
- ・農業者の収入が不安定であることが、担い手不足の要因となっていると考えられることから、所得の安定化と向上を図るため、農作物のブランド化や有機農業の拡大による高付加価値化などを行う必要があります。
- ・森林面積の約7割を占めるスギ・ヒノキ人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、人工林を適切に整備し、そこから生産される小田原産木材を公共建築物等に活用するなど、積極的な利用を進める必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市農業振興計画（令和3年度～令和12年度）
- ・小田原市農業振興地域整備計画（平成25年度～）
- ・小田原市鳥獣被害防止計画（令和7年度～令和9年度）
- ・小田原市公設青果地方卸売市場事業経営戦略（令和3年度～令和12年度）
- ・おだわら森林ビジョン（令和3年度～）

◆ 成果目標

1 新規就農者数（累計）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
106 人	増	138 人

2 耕作放棄地解消面積（累計）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
50 ㍖	増	280 ㍖

3 農業算出額（直近5箇年平均）（単年）

基準値（令和5年）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
366 千万円	維持	366 千万円

4 小田原産木材の流通量（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
4,197 ㎡	増	5,500 ㎡

詳細施策 1701 農業の担い手育成と交流体験の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・農地の維持保全や食料確保のため、新規就農者など農業の多様な担い手を育成します。
- ・農業者と消費者の交流を促進するため、交流型農業への支援をします。
- ・梅やその他の特産物を生かした農業の振興と地域の活性化を図るため、梅の里センター等の適正な事業運営を行います。

◆ 主な取組

- 新規就農者・就農希望者に対する支援
- 援農者団体への支援
- 地域支援型農業※の促進
- 市民農園支援
- 交流型農業への支援
- 梅の里センター等の管理運営

詳細施策 1702 農業生産基盤の整備・保全

◆ 3年間で取り組むこと

- ・農地の利用集積や農地のもつ多面的機能を発揮させ農村地域の活性化を図るため、耕作放棄地の解消など農地の再生・保全を行う農家や農業団体等を支援します。
- ・農業振興地域の適切な管理をするため、農地地図情報システムの更新をします。
- ・気候変動や耕作放棄地の拡大、食料確保とエネルギーの利用など、農業を取り巻く様々な問題がある中、それを解消する手段の一つとして、適した場所に設置する営農型太陽光発電について検討していきます。
- ・千代地区の県営ほ場整備を推進するため、権利者調整等を行います。
- ・農業者の生産性向上のため、農道・用排水路の整備・維持管理を行います。
- ・農業環境の維持保全のため、地域共同で行う農地維持活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

◆ 主な取組

- 耕作放棄地の解消支援
- 農業振興地域の管理
- ほ場の整備
- 農道・用排水路の整備・維持管理
- 農業の有する多面的機能発揮促進事業への支援

詳細施策 1703 農業生産・流通の振興

◆ 3年間で取り組むこと

- ・農作物被害削減のため、小田原市鳥獣被害防止対策協議会への支援などを行います。
- ・農業者の所得向上のため、地場産農産物の高付加価値化やブランド化に向けた支援を行います。
- ・環境負荷低減が図られる有機農業の更なる拡大のため、地域ぐるみで取組を進めます。
- ・消費者への農作物の安定的な供給のため、青果市場を適切に管理運営しつつ、今後の市場のあり方を検討していきます。

◆ 主な取組

- 有害鳥獣による農業被害の対策
- スクミリングガイ対策
- 地場産農産物の高付加価値化、ブランド化への支援
- 有機農業の推進
- 青果市場の管理・あり方検討

詳細施策 1704 林業・木材産業の振興

◆ 3年間で取り組むこと

- ・「小田原市いこいの森」の適正かつ効果的な運営を図るため、必要な整備等を進めます。
- ・林業経営や森林管理など、森林を有効に利用するため、必要な林道の整備・維持管理を行います。
- ・地域産木材の利用拡大を図るため、公共建築物での木材利用を積極的に進めるとともに、民間建築物における木材利用の取組を支援します。
- ・森林や木材への理解・関心を高めるため、森林環境教育や木育を中心とした普及啓発活動等を展開します。

◆ 主な取組

- いこいの森の管理運営
- 林道の整備や管理
- 公共施設の内装木質化の推進
- 地域産木材の利用拡大の促進
- 森林環境教育・木育の推進

施策 18 水産業

◆ 目指す姿

○海と川が育んだ小田原の魚を求めて多くの来訪者で賑わい、生産、加工、流通、販売それぞれの現場が生き生きと活動しています。

◆ 現状と課題

- ・小田原漁港については、神奈川県が策定した機能保全計画による老朽化対策に協力しています。
- ・漁業利用頻度が高い江之浦漁港の防災機能強化を進めるとともに、石橋、米神漁港については適正な維持管理が必要です。
- ・漁業については、高齢化や若者の漁業離れによる後継者不足が懸念されており、水揚げが減少することで水産業全体が打撃を受ける可能性があることから、新たな担い手を育成していく必要があります。
- ・これまでの取組の成果もあり、小田原の水産物の認知度は向上していますが、産地競争力を強化するためには、時代に即した施策の展開によるブランドの磨き上げなど、更なる取組が必要です。
- ・水産市場については、老朽化した施設の再整備に向けた検討を加速化させ、高品質な水産物の安定供給を実現させる必要があります。
- ・小田原漁港周辺への来訪者の滞在時間が短いことから、水産市場と漁港の駅ＴＯＴＯＣＯ小田原を核とした小田原漁港周辺の回遊性を高める必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市公設水産地方卸売市場事業経営戦略（令和３年度～令和１８年度）
- ・江之浦漁港機能強化基本計画（令和５年度～令和１４年度）

◆ 成果目標

1 小田原漁港の水揚げ量（直近５箇年平均）（単年）

基準値（令和６年度）	目標の方向性	目標値（令和１０年度）
2,928 ｿ	維持	2,928 ｿ

2 小田原刺網漁業塾※受講者数（単年）

基準値（令和７年度）	目標の方向性	目標値（令和１０年度）
1 人	維持	1 人

3 水産市場開場日数（単年）

基準値（令和６年度）	目標の方向性	目標値（令和１０年度）
255 日	維持	255 日

4 漁港の駅ＴＯＴＯＣＯ小田原の年間レジ通過者数（単年）

基準値（令和６年度）	目標の方向性	目標値（令和１０年度）
69 万人	増	73 万人

※ 小田原刺網漁業塾

漁業の担い手確保を目的に、体系的に刺網漁業就業の基礎について学ぶ講座のこと。

詳細施策 1801 漁港・漁場の整備

◆ 3年間で取り組むこと

- ・小田原漁港については、神奈川県が策定した機能保全計画による老朽化対策に協力します。
- ・施設老朽化や被害リスクを軽減するため、江之浦漁港の機能強化を図ります。
- ・限りある水産資源の保護と育成を進めるとともに、安全性・持続性・多様性の観点から漁場の整備を進めます。

◆ 主な取組

- 小田原漁港の整備促進
- 市営漁港等の維持管理・防災機能強化
- 稚貝の放流支援
- 藻場の再生
- 漁場の改良造成

詳細施策 1802 漁業の担い手育成と経営支援

◆ 3年間で取り組むこと

- ・漁業や水産業の新たな担い手を育成する取組を進めるとともに、経営基盤の安定と自立を支援します。

◆ 主な取組

- 水難救済会への支援
- 漁業就業フェアへの出展
- 漁業体験の実施
- 小田原刺網漁業塾の実施

詳細施策 1803 水産市場の管理運営と再整備

◆ 3年間で取り組むこと

- ・再整備までの間、安全・安心に水産物を供給するため、既存市場の機能維持を図ります。
- ・老朽化した水産市場施設について、市場関係者と丁寧に意見交換をしながら、早期の再整備を目指します。

◆ 主な取組

- 水産市場施設の管理運営
- 水産市場の再整備基本計画の策定

詳細施策 1804 小田原漁港エリアのにぎわいづくり

◆ 3年間で取り組むこと

- ・漁港の駅TOTOCO小田原を効果的・効率的に管理運営するとともに、水産市場をはじめ小田原漁港周辺の回遊性を高めることで、小田原漁港エリア全体のにぎわいを創出します。
- ・小田原の魚の更なる認知度向上や消費拡大を図るため、水産関係者で組織した協議会を中心に、ブランド化の取組や新商品の開発を行うとともに、その魅力発信に取り組めます。

◆ 主な取組

- 漁港の駅TOTOCO小田原の管理運営
- 漁船を活用したクルーズ事業
- 小田原みなとまつりの開催
- 小田原あじ・地魚まつりの開催
- 漁業交流体験の支援

施策 19 観光

◆ 目指す姿

○歴史・文化・なりわいといった地域資源や立地特性が最大限に生かされ、市民一人ひとりが小田原の魅力を再認識し、発信するなど観光にまつわる市民協働が進み、「光」あふれる観光地となっています。

◆ 現状と課題

- ・箱根や伊豆といった日本を代表する観光地を控える立地であるため、「箱根・伊豆観光のついでの立ち寄り地」として認識されており、箱根には多くの外国人観光客が訪れている中、その多くが新幹線等で本市を素通りしています。
- ・小田原城や邸園文化など歴史観光・文化観光が中心のため、来訪客の年齢層は高めで、若年層やファミリー層が相対的に少ない傾向にあります。
- ・城下町・宿場町を中心に発展した地場産業やなりわいといった産業観光も、重要な観光資源として活用する必要があります。
- ・小田原城を中心とした中央エリアが観光のメインであり、中央エリア以外への来訪や市内の回遊は少なく、郊外エリアの観光イメージが弱くなっています。
- ・観光資源は、小田原城や総構、板橋地区の邸園など一つひとつが離れており、特定のエリアに集中しておらず、市内に点在しています。
- ・本市には観光関連の市民団体がいくつもあり、観光振興に向けて活躍していますが、市民の多くは小田原を観光地としてあまり認識していない状況です。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市観光戦略ビジョン（令和5年度～令和12年度）

◆ 成果目標

1 観光協会主要行事観客動員数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
1,861 千人	増	2,092 千人

2 観光案内施設利用者数（小田原駅、早川駅、観光交流センター）（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
295,000 人	増	375,000 人

3 二次交通利用者数（観光回遊バス）（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
12,000 人	増	13,200 人

4 市内まち歩きツアー企画数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
41 件	増	53 件

※ DMO Destination Management Organization の略。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。

※ DMC Destination Management Company の略。各種機関と連携し、観光地経営・資源開発を行う地域特化型旅行会社のこと。

詳細施策 1901 常時誘客の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・DMO※やDMC※、民間事業者、市民と連携し、インバウンド対応を含めた地域の観光受入体制や情報発信力を強化します。
- ・催事（イベント）後の常時誘客につなげるため、再来訪施策の展開や積極的なメディア放映等により本市の認知度を高めます。
- ・小田原ならではの着地型体験商品の充実や風魔忍者の市内外へのPRなどによりインバウンド誘客を推進します。

◆ 主な取組

- 小田原市観光協会との連携及び支援
- 地域集客サービス統括会社（DMC）と連携した観光誘客
- インバウンド向け観光施策の充実

詳細施策 1902 観光コンテンツの充実

◆ 3年間で取り組むこと

- ・関係団体と連携し、「健やかな食のまち小田原」推進プログラムに掲げた各取組を着実に実施します。
- ・SNSやデジタル技術等を活用して効果的なプロモーションを実施します。
- ・小田原城や北条五代をはじめとする歴史観光を推進するとともに、アニメ関連など新たな観光コンテンツの造成に取り組めます。
- ・観光案内所や観光交流センターでは、観光客のニーズに合わせたサービスを提供します。

◆ 主な取組

- 健やかな食のまちの推進
- 新たな観光コンテンツの造成
- 観光案内所の管理運営
- 観光交流センターの管理運営
- 海水浴場の運営
- 広域連携による観光振興

詳細施策 1903 回遊の促進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・市民や事業者が歴史・産業・文化など身近な観光資源を再認識するまち歩きツアーを実施します。
- ・観光協会やまち歩き団体と連携して、地域資源を生かしたまち歩きツアーを拡充し、更なるまち歩き観光を推進します。
- ・観光回遊バスとレンタサイクルは、利用特典の充実を図るなど、利用率向上を促進します。

◆ 主な取組

- レンタサイクルの運営
- 観光回遊バスの運行
- まち歩き団体と連携したまち歩きツアーの造成・実施
- 散策マップの更新
- ウォーキングコースの維持管理

施策 20 文化

◆ 目指す姿

- 「文化で人と人がつながり、ワクワク、ドキドキがあふれるまち」、「まち全体が舞台となり、日常の暮らしに文化が息づく魅力あるまち」、「小田原ならではの文化が世界にひらかれているまち」が創造されており、小田原ならではの多彩な文化が息づいています。

◆ 現状と課題

- ・文化・芸術の拠点となっている小田原三の丸ホールを中心に、市民が文化に親しみ、活動を行うための機会の提供が進んでいます。
- ・小田原三の丸ホールは、年間来場者数が約 35 万人と多くの方が訪れていますが、その多くはホールの利用のみに留まっていることから、周辺の商業施設や観光施設等との連携により、回遊性の促進が望まれます。
- ・文化・芸術活動の主な担い手である市民文化団体の多くは高齢化が進み、その活動の維持が年々難しくなっており、若い世代を含め、文化活動を行う者だけでなく、文化活動を支える関係者を含めた担い手の掘り起こしや育成が必要となっています。
- ・国内外の姉妹都市や友好都市などとの都市間交流が行われていますが、交流内容が固定化しており、活性化に向けた検討が必要です。
- ・国際交流では、市民主体の交流が行われていますが、コロナ禍における活動中断の影響などにより、活動の担い手不足が進んでいます。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）

◆ 成果目標

- 1 小田原三の丸ホール及び生涯学習センターけやきホールにおける催事数（単年）

基準値（令和 6 年度）	目標の方向性	目標値（令和 10 年度）
481 件	増	500 件

- 2 小田原三の丸ホールの来館者数（単年）

基準値（令和 6 年度）	目標の方向性	目標値（令和 10 年度）
35.3 万人	増	39 万人

- 3 アウトリーチ事業における児童の満足度（5 点満点）（単年）

基準値（令和 6 年度）	目標の方向性	目標値（令和 10 年度）
4.8 点	維持	4.8 点

- 4 姉妹都市等との交流事業数（単年）

基準値（令和 6 年度）	目標の方向性	目標値（令和 10 年度）
8 本	増	11 本

※ アウトリーチ 一般的には、日本語で「手を伸ばすこと」を意味し、地域への奉仕活動や現場出張サービスを指す。芸術文化の分野で用いる場合は、普段、文化・芸術に触れる機会の少ない人々の生活の場（学校や福祉施設など）に向向いてコンサートやワークショップを行い、芸術文化の裾野を広げることを指す。

詳細施策 2001 文化・芸術の振興

◆ 3年間で取り組むこと

- ・文化振興審議会の開催により、基本計画の評価及び進捗管理を行います。
- ・市美術展覧会やおだわらカルチャーアワードの開催などを通じ、市民の文化・芸術活動を支援します。
- ・市民がまちなかで気軽にアートに触れられるまちづくりに取り組みます。
- ・アウトリーチ※事業や三の丸ホール鑑賞事業の実施により、こどもたちに文化・芸術への体験機会を創出するとともに、地元アーティストに活動の場を提供します。
- ・指定管理者と連携し、小田原三の丸ホールの更なるサービスの向上を図るとともに、周辺施設への回遊促進に努めます。

◆ 主な取組

- | | | |
|--------------------------------------|-----------------|--------------------|
| ➤ 小田原ならではの文化によるまちづくり
基本計画の推進・進行管理 | ➤ 小田原文化レポーターの支援 | ➤ おだわらカルチャーアワードの開催 |
| ➤ 市美術展覧会の開催 | ➤ アウトリーチ事業の展開 | ➤ 小田原三の丸ホールの管理運営 |

詳細施策 2002 文化交流の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・国内外の姉妹都市や友好都市等との連携や交流に取り組み、市民主体の文化交流を進めるとともに、国際理解の促進に努めます。
- ・民間団体と連携、協力し本市の国際化の促進に努めます。

◆ 主な取組

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ➤ 国内外の姉妹都市等との交流 | ➤ 姉妹都市等との交流事業への支援 |
|-----------------|-------------------|

施策 21 歴史資産

◆ 目指す姿

○歴史資産の適切な管理と整備活用による歴史的街なみの再形成が進み、本質的価値や魅力が高まることで来訪者が増加するほか、市民が、地域に残る文化財や良好な歴史的風致に囲まれながら暮らし、四季折々の祭礼を楽しむなど豊かな時間を過ごすことで、まちに愛着と誇りを感じています。

◆ 現状と課題

- ・小田原城跡や石垣山等の史跡では、老朽化した施設の整備や樹木の剪定等、適切な維持管理に取り組む必要があります。
- ・小田原城跡では史跡整備を進めており、御用米曲輪では整備方針の検討に伴う発掘調査を行うとともに、天守閣の将来的な再整備に関わる検討を進めるほか、小田原城からの市内への回遊性を高めるため、指定管理者等と連携強化を図る必要があります。
- ・埋蔵文化財調査遺物は年々増加し続けている一方で、保管場所が限られていることから、収蔵施設の整備について検討が必要です。
- ・無形民俗文化財保護団体の後継者不足が長年の課題であり、小田原民俗芸能保存協会の活動を支援する必要があります。
- ・本市固有の歴史的風致の維持向上に向け、小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）に基づき、重点区域における歴史的風致形成建造物の保存活用や、建造物・道路・植栽等の修景整備、祭礼・伝統行事等の活動の促進など複合的な取組を進める必要があります。
- ・西海子小路周辺は、板橋やかまぼこ通り、小田原漁港を繋ぐ位置にあることから、小田原城跡エリアにとどまらない交流人口の拡大に向け、交流・回遊拠点としての整備を進める必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市文化財保存活用地域計画（令和8年度～令和18年度）
- ・史跡小田原城跡保存活用計画（令和3年度～）
- ・小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）（令和3年度～令和12年度）
- ・歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン（平成30年度～）

◆ 成果目標

- 1 小田原城天守閣・常盤木門・小田原城歴史見聞館の入館者数（単年）
- 2 文化財公開事業等来訪者数（単年）
- 3 市有の歴史的風致形成建造物※の年間来館者数（単年）

基準値（令和6年度） 872,000 人	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 887,000 人
基準値（令和6年度） 8,000 人	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 8,000 人
基準値（令和6年度） 93,400 人	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 99,000 人

※松永記念館、清閑亭、小田原文学館、旧松本剛吉別邸、小田原宿なりわい交流館、皆春荘

詳細施策 2101 小田原城などの整備・活用

◆ 3年間で取り組むこと

- ・御用米曲輪の整備方針を定め、実施設計に向けた準備に入ります。
- ・小田原城跡の天守閣と大手門の将来的な整備に向け、検討を継続します。
- ・史跡における石垣カルテ作成に着手します。
- ・国等の関係機関と連携を図りながら老朽化する施設等の改修に取り組むとともに、史跡内の樹木剪定や危険樹木等の伐採など適正な植栽の維持管理を行います。
- ・小田原城天守閣等の展示リニューアルを検討するとともに、誘客促進の取組を指定管理者等と連携して推進します。

◆ 主な取組

- | | | |
|--------------------|-------------------------|-------------|
| ➢ 史跡小田原城跡の保存・活用・整備 | ➢ 史跡石垣山の保全対策 | ➢ 史跡等用地の取得 |
| ➢ 城址公園施設の環境整備 | ➢ 天守閣の展示リニューアル検討と特別展の開催 | ➢ 天守閣等の管理運営 |

詳細施策 2102 文化財の保存・活用

◆ 3年間で取り組むこと

- ・関係4市（小田原市・平塚市・厚木市・南足柄市）で取り組んでいる相模人形芝居の総合調査を進め、報告書を刊行します。
- ・無形民俗文化財の保護団体等が行う後継者育成事業を支援します。
- ・文化財所有者が行う修繕費用等の一部を補助し、文化財の保存に努めます。
- ・各町に伝わる祭礼文化等を保存継承するため、祭礼に使用される山車や神輿等の修繕に関する支援策について検討します。
- ・埋蔵文化財調査を実施し、出土した遺跡や遺物を整理・記録し適切に保管するとともに、報告書を刊行します。
- ・埋蔵文化財調査の成果や文化財建造物の公開を通じて、市民の文化財保護に対する意識の醸成を図ります。

◆ 主な取組

- | | | |
|------------------|----------------------|-----------------|
| ➢ 指定文化財等の保存管理や修理 | ➢ 相模人形芝居総合調査の実施 | ➢ 山車・神輿の修繕支援の検討 |
| ➢ 文化財の公開 | ➢ 緊急発掘調査や遺跡・遺物の整理と記録 | ➢ 収蔵施設整備の検討 |

詳細施策 2103 歴史まちづくりの推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・市有の歴史的風致形成建造物の保全と利活用など歴史的風致維持向上計画（第2期）に位置付けた事業を推進します。
- ・歴史的風致形成建造物の指定及び改修整備に向けた調査、調整を進めます。
- ・小田原文学館本館・別館・庭園等の施設について、小田原駅・小田原城跡から小田原漁港、板橋・かまぼこ通り方面への誘客拡大等に向けた回遊・交流拠点としての整備・機能強化を進めるとともに、旧保健福祉事務所跡地の活用について検討していきます。

◆ 主な取組

- | | | |
|-----------------------------------|--------------------|---------------|
| ➢ 歴史的建造物（皆春荘・旧松本剛吉別邸・旧内野醤油店など）の活用 | ➢ 歴史的風致維持向上計画の進捗管理 | ➢ 小田原文学館の管理運営 |
| ➢ 旧保健福祉事務所跡地の活用検討 | | |

施策 22 スポーツ

◆ 目指す姿

○誰もがそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも自らが進んでスポーツに親しんでいます。

◆ 現状と課題

- ・本市には地域住民で構成される各地区の体育振興会・体育協会のほか、市民のスポーツ活動への指導・助言を行うスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブなど、様々な主体が地域スポーツ活動の受け皿となっていますが、その認知度が低いことが課題です。
- ・競技を中心としたスポーツだけでなく、身近で気軽に楽しめるスポーツへの需要が高まっているとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けては、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが気軽に参加でき、主体的・継続的にスポーツに親しめる環境づくりが必要です。
- ・本市のスポーツ施設の多くは経年による老朽化が進む一方で、社会情勢や生活スタイルの変化によりスポーツに求められるものも多様化していることから、スポーツ施設の効率的な管理運営や利用者サービスの向上を図るとともに、老朽化の進行や利用状況、市民ニーズ等を踏まえた、市民の主体的なスポーツ活動を支える環境を整える必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市スポーツ振興基本指針（令和５年度～令和１２年度）
- ・小田原市スポーツ施設整備基本計画（短期：令和７～１２年度、中期：令和１３～２２年度、長期：令和２３年度以降）

◆ 成果目標

１ スポーツイベント参加者数（単年）

基準値（令和６年度）	目標の方向性	目標値（令和１０年度）
10,528 人	増	12,797 人

２ スポーツ施設利用者数（単年）

基準値（令和６年度）	目標の方向性	目標値（令和１０年度）
98.9 万人	増	103 万人

３ 新規スポーツ施設整備数（累計）

基準値（-）	目標の方向性	目標値（令和１０年度）
－ 施設	増	1 施設

詳細施策 2201 地域スポーツの振興

◆ 3年間で取り組むこと

- ・(公財)小田原市体育協会や小田原市スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブなどの地域スポーツ団体等と連携しながら、「する」「みる」「ささえる」スポーツの振興を図っていきます。
- ・こどもから大人まで、あらゆる年齢層が気軽に取り組めるウォーキングを日常生活に定着させるため、ウォーキングイベントの開催やコースの周知を行います。

◆ 主な取組

- 城下町おだわらツデーマーチの開催
- 各種スポーツ教室の開催
- 柔道・剣道錬成教室の開催
- ジュニアアスリートの支援
- 総合型地域スポーツクラブの支援
- スポーツ推進委員の活動支援

詳細施策 2202 スポーツを実施する環境づくり

◆ 3年間で取り組むこと

- ・既存スポーツ施設の持続的な機能維持及び運営に向けた日常的な維持修繕を行うほか、定期的な点検や改修を行い、良好な施設状態を維持していくとともに、市スポーツ施設整備基本計画に基づく各施設の個別事業に取り組んでいきます。

◆ 主な取組

- 小田原アリーナ・城山陸上競技場等の管理運営
- 城山庭球場の管理運営
- 御幸の浜プールの管理運営
- 城内弓道場の管理運営
- 酒匂川スポーツ広場等の管理運営
- 酒匂川左岸サイクリング場の管理運営

詳細施策 2203 新たなスポーツ施設の整備

◆ 3年間で取り組むこと

- ・市スポーツ施設整備基本計画に基づいて、パークゴルフ場やスケートボードパークなど、新たなスポーツ施設の整備に向けた準備や検討を進めていきます。

◆ 主な取組

- パークゴルフ場の整備に向けた検討
- スケートボードパークの整備に向けた検討

施策 23 防災・減災

◆ 目指す姿

○地域防災計画や強靱化地域計画などが着実に推進されるとともに、日頃から地域、学校、事業者、行政など多様な主体との連携強化を図ること、大規模地震や風水害などから市民が守られており、突発的な事案にも即応できる災害に強いまちとなっています。

◆ 現状と課題

- ・大規模自然災害が起きた際の被害を出来るだけ軽減化するため、建築物の耐震化の促進や防災意識の啓発を進めています。
- ・都市の主要な機能を機能不全に陥らせないよう、公共施設やインフラの耐震化を推進していく必要があります。
- ・激甚化する災害に対して、防災情報の伝達手段の強化や防災資機材の整備を進め、地震や津波、風水害などの災害時に即応するための体制強化に努めています。
- ・情報伝達手段のデジタル化を推進していますが、同時にデジタルデバйд対策も徹底していく必要があります。
- ・平時において、女性や要配慮者など多様な住民が参加する実践的な防災訓練を行うことで、様々な状況にある住民に配慮した避難所運営が出来るようになるなど、地域住民が自主的に協力して行動できる関係を構築できるよう、自主防災組織などの強化を図っています。
- ・災害時に多くの市民が避難生活を送ることになる各広域避難所においては、プライバシーの確保や衛生的なトイレ環境の整備に取り組み、災害関連死を防ぐための環境整備を進めていく必要があります。
- ・他自治体との相互応援協定について、災害時に実効性のあるものとなるよう平時からの関係性向上に努め、特に県内の近隣自治体とは情報共有を密にし、顔の見える関係性を維持する必要があります。
- ・危機管理体制の整備に必要な各種計画について、適宜見直しを実施し、様々な危機に迅速に対応できるような組織体制の整備を進めています。また、非常時の相互応援が円滑に進むよう、関係機関などとの連携を更に強化していく必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市地域防災計画（昭和39年9月～）
- ・小田原市津波防災地域づくり推進計画（令和3年6月～）
- ・小田原市強靱化地域計画（令和4年2月～）
- ・小田原市災害時トイレ確保計画（令和5年2月～）
- ・小田原市災害時備蓄計画（令和5年9月～）
- ・小田原市耐震改修促進計画（平成21年2月～令和12年度）

◆ 成果目標

1 住宅の耐震化率（単年）

基準値（令和3年度） 90.0 %	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 94.5 %
----------------------	-------------	-----------------------

2 マンホールトイレの設置率（累計）

基準値（令和7年度） 40.0 %	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 76.0 %
----------------------	-------------	-----------------------

3 総合防災訓練及び地域防災訓練の参加者数（単年）

基準値（令和6年度） 4,305 人	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 7,000 人
-----------------------	-------------	------------------------

4 防災教室の参加者数（単年）

基準値（令和6年度） 2,899 人	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 3,050 人
-----------------------	-------------	------------------------

5 市と自治会と事業所との三者協定締結数（単年）

基準値（令和6年度） 3 件	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 3 件
-------------------	--------------	--------------------

詳細施策 2301 災害被害軽減化の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・大規模地震が発生した際の人的・物的被害の軽減化事業への補助を行います。
- ・市内の建築物耐震化の普及啓発や、耐震化費用等の助成を行います。
- ・神奈川県の各種減災対策事業を推進します。

◆ 主な取組

- ブロック塀の撤去促進
- 感震ブレーカー設置促進
- 建築物耐震化の普及啓発
- 急傾斜地崩壊対策の推進
- 準用河川の改修
- 河川や水路構造物等の氾濫対策

詳細施策 2302 災害時即応体制の強化

◆ 3年間で取り組むこと

- ・マンホールトイレ整備など、広域避難所の機能強化を進めます。
- ・小田原市災害時備蓄計画に基づき、備蓄食料や生活支援資機材等の備蓄を進めます。
- ・防災情報伝達手段の更新や管理運用を行います。

◆ 主な取組

- 広域避難所へのマンホールトイレの設置
- 災害時の備蓄食料の充実
- 防災行政無線の更新や管理運用
- 「おだわら防災ナビ」の利用促進
- 医薬品・衛生材料の備蓄

詳細施策 2303 地域防災力の強化

◆ 3年間で取り組むこと

- ・いっせいで総合防災訓練を実施し、地域住民の災害対応能力の向上や地域住民の防災意識の啓発を行います。
- ・防災リーダー研修や防災教室を実施し、災害対応能力の向上や地域住民の防災意識の啓発を行います。
- ・自主防災組織に対する補助金を交付し、防災資器材の整備を推進します。
- ・ハザードマップなど、防災啓発資料を作成し、防災意識の向上を図ります。

◆ 主な取組

- 市民向け防災講演会の開催
- ハザードマップなどの配布
- 防災リーダー研修会の開催
- 自主防災組織の育成支援
- 広域避難所の運営支援
- いっせいで総合防災訓練の開催

詳細施策 2304 危機管理体制の整備

◆ 3年間で取り組むこと

- ・地域防災計画に富士山火山に関する防災対策を拡充するなど、防災に係る各種計画の見直しを実施します。
- ・大規模災害時に設置する災害対策本部について、情報の集約、発信を迅速に行えるよう機能の充実を図ります。
- ・災害時における民間事業者からの協力体制を確立するため、市と自治会と事業者との三者協定締結を推進します。

◆ 主な取組

- 防災関連各種計画の見直し
- 防災会議の開催
- 災害対策本部訓練の実施
- 災害時相互応援体制の確立
- 応急危険度判定士の養成
- 被災宅地危険度判定士の養成

施策 24 安全・安心

◆ 目指す姿

○犯罪被害や交通事故に遭うことなく、必要な時には消費生活相談や暮らしの相談をすることができ、誰もが安全・安心に暮らしています。

◆ 現状と課題

- ・全国的に刑法犯認知件数は増加傾向にあるため、これまで以上に関係機関と連携し、多様化する犯罪に対する防犯活動の実施が必要です。
- ・令和8年（2026年）4月に施行される改正道路交通法による自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用を踏まえ、交通安全啓発活動の実施等について関係機関と調整・検討していく必要があります。
- ・消費者問題は年々高度化・多様化していることから、県等との連携や情報交換により、相談員のスキルアップを図り、問題解決に努めていくとともに、被害の未然防止を図るための継続的な啓発活動を行うことが必要です。
- ・犯罪被害者等は、直接的な被害に加え様々な困難にも直面するため、必要な情報の提供・助言を行うほか、関係機関等と連携して支援に取り組む必要があります。

◆ 関連する個別計画

<なし>

◆ 成果目標

1 防犯灯新設数（直近3箇年平均）（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
54 灯	維持	54 灯

2 防犯カメラ補助件数（直近5箇年平均）（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
4 件	維持	4 件

3 交通教室受講人数（直近2箇年平均）（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
11,500 人	増	13,000 人

4 放置自転車等移動台数（直近2箇年平均）（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
1,000 台	減	900 台

5 消費生活相談における問題解決率（直近3箇年平均）（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
85.0 %	維持	85.0 %

詳細施策 2401 地域の安全確保

◆ 3年間で取り組むこと

- ・防犯灯の維持管理を行います。また、自治会からの要望を受け防犯灯を新設します。
- ・自治会が管理する防犯灯の維持管理費や自治会が設置する防犯カメラの設置費用を補助し、地域の防犯対策を支援します。
- ・特殊詐欺に関する情報発信や迷惑電話防止機能付き電話機等の購入費の補助により、被害の未然防止に取り組めます。
- ・小田原地方防犯協会や小田原警察署管内防犯指導員協議会小田原支部会に対し、防犯パトロールや防犯キャンペーン等の活動を支援し、地域の防犯力向上を図ります。

◆ 主な取組

- 防犯灯の新設・維持管理
- 自治会が管理する防犯灯に対する補助
- 地域防犯カメラ整備促進
- 特殊詐欺対策電話機器購入費の補助
- 小田原地方防犯協会等の活動支援

詳細施策 2402 交通安全活動の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・小田原市交通安全対策協議会が実施する交通安全運動を支援し、地域の交通安全意識の高揚に努めます。
- ・保育所や幼稚園、小学校等において交通教室を開催し、市民の交通安全意識や交通マナーの向上を図ります。
- ・自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助し、自転車乗車中の事故被害の軽減及び交通安全意識の啓発を図ります。
- ・自転車等利用者に対する放置防止の啓発や放置自転車等の撤去を行うほか、自転車駐車場の維持管理を行います。

◆ 主な取組

- 交通安全対策協議会の活動支援
- 交通教室の開催
- 自転車乗車用ヘルメット購入費の補助
- 自転車駐車場の維持管理
- 放置自転車等の撤去

詳細施策 2403 暮らしの相談と消費者行政の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・市民等からの消費生活相談に対し、専門の相談員による事業者との自主交渉や解決策などの助言・あっせんを行います。
- ・ホームページや広報等により、消費者被害の未然防止のための注意喚起や情報提供を行います。
- ・一般相談や専門家が行う特別相談により、問題解決に向けた支援や専門的な相談窓口等の案内を行います。
- ・犯罪被害者等の権利利益の保護と被害の軽減・回復を図るため各種支援等に取り組んでいきます。

◆ 主な取組

- 消費生活啓発講座の開催
- 消費生活センターの設置
- 消費者被害未然防止の啓発
- 関係機関等との連携による高齢者被害の防止
- 市民相談窓口の設置
- 犯罪被害者等への支援

施策 25 都市基盤

◆ 目指す姿

○市民が快適に暮らし、まちに愛着を持って住み続けたいと思っています。

◆ 現状と課題

- ・人口減少・更なる少子高齢化が進行する中でも、生活サービス施設や公共交通が維持できる持続可能なまちとするためには、一定の人口密度が維持されるよう居住や都市機能を集約していく取組が必要です。
- ・本市では都市機能や居住が集積している鉄道駅等の周辺を拠点とし、各拠点が公共交通で結ばれた多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指しています。
- ・鉄道事業者5社6路線18駅と、バス事業者4社が運行する路線バスにより面的な公共交通ネットワークが構築されていますが、利用者減少や運転士不足などにより、路線バスは大幅な減便、廃止が複数回行われています。
- ・持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、既存の公共交通の維持・確保を基本として、新たな移動手段の導入などを検討する必要があります。
- ・小田原駅周辺では、お城通り地区再開発事業が完了し、駅前の風景が変わってきました。一方で、商業ビルの老朽化や、建替によるマンション建設が進むなど、まちの更新期を迎えており、市街地開発等を推進することで、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、本市の経済やにぎわいを牽引する顔となるまちづくりを進める必要があります。
- ・小田原城や旧東海道周辺の回遊性を高め、観光地としての地区の魅力を更に向上させる必要があります。
- ・本市の貴重な文化財や歴史的建造物等の保全を図るとともに、更なる魅力の発信と地域活性化に資する利活用を進める必要があります。
- ・自然風土や歴史的・文化的資源など小田原らしい地域の特徴を生かした街並みを保全しつつ、快適で個性豊かな都市として次世代に引き継いでいく必要があります。
- ・様々な価値観やワーク・ライフ・バランスなど市民のニーズに対応した多様性のあるまちとしていくためには、行政によるまちづくりだけでなく、公民の連携が重要になります。そこで、市民等がまちづくりに参加しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- ・自然災害に備えた強靱なまちづくりを進める一方で、平時から災害が発生した際の事を想定し、被災後の復興まちづくりについて事前の準備をしておくことが求められています。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市都市計画マスタープラン（令和5年度～令和24年度）
- ・小田原市立地適正化計画（平成31年度～令和22年度）
- ・小田原市景観計画（平成17年12月～）
- ・小田原市地域公共交通計画（令和6年度～令和15年度）

◆ 成果目標

1 小田原駅の年間乗車人員（定期外利用者）（単年）	基準値（令和5年度） 1,611 万人	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 1,846 万人
2 優良建築物等整備事業を活用した住宅戸数（累計）	基準値（令和6年度） 255 戸	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 541 戸
3 路線バスの路線数（主軸路線及び広域路線）（単年）	基準値（令和7年度） 13 本	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 13 本
4 バリアフリー化された鉄道駅舎数（累計）	基準値（令和7年度） 11 駅	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 12 駅

※アーバンデザイン 都市における建築物や公共空間などを横断的に捉え、見た目の美しさだけでなく、利便性や快適性なども考慮した都市づくりの考え方。

※AIオンデマンド交通 路線バスのように定まった時刻表や運行ルートではなく、利用者の希望する日時や乗降スポットなどの予約・申込に応じて、AIが最適なルートを選択・選択し、設定されたエリア内を運行する乗合型の交通をいう。

詳細施策 2501 計画的な土地利用の促進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・小田原市都市計画マスタープランの見直しを進めます。また、立地適正化計画の評価・分析を行います。
- ・被災した際の都市復興（市街地復興）を迅速かつスムーズに進めるための事前準備として「事前復興まちづくり計画」を策定します。

◆ 主な取組

- 立地適正化計画の評価・分析
- 都市計画制度の運用
- 都市計画マスタープランの改定
- 事前復興まちづくり計画の策定
- 都市再生整備計画の推進
- 地籍調査の実施

詳細施策 2502 地域資産を活用したまちづくりの推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・公・民・学が連携した組織であるUDCOD（アーバンデザインセンター小田原）の取組を推進し、地域住民や事業者等の主体的な活動による良好な都市環境やまちの魅力・価値の維持・向上を目指します。
- ・地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指すため、まちづくりを主体的に進める団体の活動を支援していきます。
- ・良好な景観形成を進めるため、景観に対する意識の高揚を図り、自主的な景観形成を促します。

◆ 主な取組

- 小田原駅・小田原城周辺におけるアーバンデザイン※の研究
- 景観形成修景費の補助
- 街づくりアドバイザーの派遣
- 高齢者にやさしいまちづくり（エイジフレンドリーシティ）の研究

詳細施策 2503 市街地整備の促進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・小田原駅西口地区について、「小田原駅西口地区基本構想」に基づき、地元まちづくり組織と連携しながら、市街地開発に向けた検討を進めます。
- ・小田原駅前東地区について、地元まちづくり組織と連携し、都市計画道路を幹線道路とする市街地開発の事業化に向けた取組を進めます。
- ・優良建築物等整備事業について、国の制度要綱に基づき、市街地環境の改善に寄与する事業を支援します。
- ・市民会館跡地等においては、利活用を通じて、まちなかへの来訪や回遊を促し、まちなか全体の賑わいの創出を図るため、広場を中心とした整備等を行います。

◆ 主な取組

- 小田原駅周辺地区のまちの再生に係る検討
- 優良建築物等整備事業への事業費支援
- 小田原駅西口広場の再編に向けた検討
- 再開発推進団体の活動支援
- 市民会館跡地等の整備・管理運営
- 少年院跡地のあり方検討

詳細施策 2504 公共交通ネットワークの構築

◆ 3年間で取り組むこと

- ・既存の公共交通を維持するための運行費用の一部補助や、公共交通不便地域での地域のニーズや実情に応じた移動支援を選定するため、AIや自動運転など新たな技術の活用も含め実証事業に取り組めます。
- ・鉄道輸送力の増強や利便性・安全性の向上を図るための要望活動に取り組むとともに、駅舎のバリアフリー化を事業者や国、県と連携し推進します。
- ・自動車（自動二輪車を含む）駐車場について、需給バランスを考慮した適正配置や既存駐車場の有効活用に努めます。

◆ 主な取組

- 路線バスの維持・確保・利用促進
- おだタク・おだチケ事業
- AIオンデマンド交通※・自動運転技術の実証
- 鉄道駅舎バリアフリー施設整備
- 駐車場の実態調査や駐車場情報の更新

施策 26 生活空間

◆ 目指す姿

○良好な住環境が形成されているほか、道路は計画的に整備・修繕され、地域の実情に合った魅力的な公園が整備・管理されているなど、市民は快適な空間で生活しています。

◆ 現状と課題

- ・高齢化や人口減少、相続などにより、空き家は増加しており、放置された空き家が、地域の安全、公衆衛生、景観などを損ない、地域社会に悪影響を及ぼしています。その解決には、個々複雑な事情があることもあり、時間を要しています。
- ・市営住宅では施設の老朽化や入居者の高齢化が進んでおり、これに適切に対応するための対策が求められています。
- ・安全な道路空間を作り、防災や観光など、様々な分野に寄与する幹線道路の整備については、住民の理解を深めながら進める必要があります。特に伊豆湘南※道路の実現に向けては、関係各市町等と連携した更なる機運の醸成等が重要です。
- ・道路施設の老朽化への対応が急務となっており、ライフサイクルコスト※の削減や業務の効率化を踏まえた維持管理を行っていく必要があります。
- ・公園や緑地等を、より多くの市民が安全で快適に利用できるように整備や管理を行う必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市空家等対策計画（令和5年度～令和12年度）
- ・小田原市マンション管理適正化計画（令和5年度～令和12年度）
- ・小田原市営住宅ストック総合活用計画（平成29年度～令和8年度）
- ・小田原市緑の基本計画（平成28年度～令和17年度）
- ・かながわのみちづくり計画（平成28年度～令和7年度）
- ・小田原市都市計画マスタープラン（令和5年度～令和24年度）
- ・小田原市道路施設修繕計画（令和4年度～令和13年度）
- ・小田原市道路整備計画（令和4年度～令和13年度）

◆ 成果目標

1 市に登録された住宅ストックの利活用件数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
8 件	増	10 件

2 市営住宅長寿命化改修工事の進捗率（累計）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
53.8 %	増	92.3 %

3 幹線道路等整備推進に係る国や県への要望件数（単年）

基準値（令和7年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
12 件	維持	12 件

4 市民生活道路改良事業による整備延長（単年）

基準値（令和7年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
75 m	維持	75 m

5 わんぱくらんど・辻村植物公園及びフラワーガーデンの利用者数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
435,000 人	増	461,000 人

※ ライフサイクルコスト 施設の維持管理に加えて、更新等を含む費用のこと。

※ 伊豆湘南道路 神奈川県西部と、静岡県東部の両地域を箱根の南回りでつなぐ、新たな東西軸となる規格の高い構想路線。

詳細施策 2601 住環境の形成

◆ 3年間で取り組むこと

- ・空き家化の予防、適正管理の促進を図るとともに、利活用可能な空家等の市場流通を促進するため、空き家バンクをはじめ、不動産情報を広く周知するなど、不動産事業者と連携して空き家対策に取り組めます。
- ・市営住宅について、施設の計画的な改修により長寿命化を図るとともに、入居者の良好な住環境を形成するため、整備方針を再検討していきます。

◆ 主な取組

- 空家等対策計画の推進
- マンション管理適正化推進計画の推進
- 建築等紛争相談
- 市営住宅の管理運営
- 市営住宅整備方針の再検討

詳細施策 2602 幹線道路等の整備推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・国や県と連携し、幹線道路の渋滞や混雑の緩和を図るとともに、歩行者などの安全対策や交差点改良、災害時における緊急輸送道路の役割を担う幹線道路の整備推進を図ります。
- ・地域間の交流や連携を支える広域的な道路網の整備推進を図るため、国や県に対して要望活動などを行います。

◆ 主な取組

- 国道・県道の新設や改良等の推進
- 伊豆湘南道路建設の促進
- 幹線市道の計画的な整備
- 無電柱化の推進
- 道路の景観整備
- 自転車通行空間の整備

詳細施策 2603 生活道路の整備と維持管理

◆ 3年間で取り組むこと

- ・誰もが安全・安心して円滑に通行できる道路の改良やバリアフリー化、老朽化が進む施設の計画的な修繕など、生活道路の効果的な整備や効率的な維持管理を行います。

◆ 主な取組

- 市民生活道路や交通安全施設の整備・維持修繕
- 踏切の改良
- 橋りょうの点検・修繕等
- 狭あい道路の整備
- 小田原駅東西自由連絡通路などの維持管理

詳細施策 2604 公園の整備・管理

◆ 3年間で取り組むこと

- ・身近な公園や街路樹、その他の緑地を安全で快適に利用できるよう、日常的に維持管理を行うとともに、公園の遊具等を計画的に更新します。
- ・身近な公園では、潤いある日常生活や災害時の備えに向け、豊富な水資源の活用に取り組んでいきます。
- ・わんぱくらんど・辻村植物公園、フラワーガーデン、上府中公園については、指定管理者と連携して利用促進を図るほか、施設の更新・改修を計画的に行っていきます。

◆ 主な取組

- 街路樹の再整備
- 公園等の適切な維持管理
- 都市公園内の親水空間の設置検討
- 上府中公園等の管理運営
- 県立おだわら諏訪の原公園の整備推進

施策 27 上下水道

◆ 目指す姿

○健全な経営のもと、上下水道施設の整備・維持管理が適切になされることにより、大きな事故や浸水被害のリスクが軽減された災害に強いまちであるとともに、川や海の水質が良好に保たれ、いつでも安心しておいしい水を飲むことができます。

◆ 現状と課題

- ・資材価格や人件費が高騰する中でも、法定耐用年数を経過した上下水道施設の適切な維持管理を行っていくための財源を十分に確保していくことが求められています。
- ・人口減少の進行等により、料金等の収入減少が見込まれる中、将来にわたって持続可能な上下水道事業の健全な経営を維持していくことが課題です。

◆ 関連する個別計画

- ・おだわら水道ビジョン（経営戦略）（令和４年度～令和１３年度）
- ・おだわら下水道ビジョン（令和４年度～令和１３年度）
- ・小田原市下水道事業経営戦略（平成３０年度～令和９年度）

◆ 成果目標

１ 基幹管路の耐震管率（累計）

基準値（令和６年度）	目標の方向性	目標値（令和１０年度）
60.9 %	増	62.1 %

２ 重要な管渠の耐震化率（累計）

基準値（令和６年度）	目標の方向性	目標値（令和１０年度）
57.0 %	増	79.2 %

３ 企業会計における経常収支比率（水道）（単年）

基準値（令和６年度）	目標の方向性	目標値（令和１０年度）
100.24 %	維持	100.0 %

４ 企業会計における経常収支比率（下水道）（単年）

基準値（令和６年度）	目標の方向性	目標値（令和１０年度）
97.29 %	維持	100.0 %

詳細施策 2701 上下水道施設の整備と維持管理

◆ 3年間で取り組むこと

- ・上下水道施設の老朽化対策や耐震化を進め、有収率の向上に取り組めます。
- ・公民連携による水道施設や下水道施設の包括的な維持管理を行います。
- ・基幹施設である高田浄水場の再整備を進めます。
- ・適正な水質検査を実施し、安全・安心な水の安定供給を維持します。
- ・下水道未普及区域の汚水管渠の整備を進めます。
- ・大雨による浸水被害のリスク軽減に向けた雨水渠の整備を進めます。

◆ 主な取組

- | | | |
|---------------|-----------------|-------------|
| ➤ 老朽化対策の推進 | ➤ 耐震化の推進 | ➤ 高田浄水場の再整備 |
| ➤ 汚水管渠や雨水渠の整備 | ➤ 下水道管路の包括的維持管理 | |

詳細施策 2702 上下水道事業の健全経営

◆ 3年間で取り組むこと

- ・経営状況の把握と分析に努め、健全経営に取り組めます。
- ・イベントの開催などを通じて、上下水道への理解の促進に努めます。
- ・民間のノウハウを活用しながら、水道料金等の適切な賦課と徴収に取り組めます。
- ・酒匂川流域下水道維持管理費の負担の在り方について関係機関と調整し、負担していきます。
- ・下水道未接続世帯に補助金制度等の周知を図り、下水道接続率の向上に努めます。

◆ 主な取組

- | | | |
|------------------------|----------------|------------------------|
| ➤ 経営状況の把握と分析 | ➤ 上下水道料金等の賦課徴収 | ➤ 上下水道の利用や接続促進に関する意識啓発 |
| ➤ 酒匂川流域下水道の維持管理費の適正な負担 | | |

施策 28 行政経営

◆ 目指す姿

○行財政基盤の強化、公共施設の最適化、職員の確保・育成など、将来を見据えた健全で柔軟な行政経営を行うことで、市民に開かれたまちづくりを行う最も身近な行政として、安定した公共サービスが持続的に提供されています。

◆ 現状と課題

- ・今後の税収や職員数の大幅な増が困難である中、新たな行政ニーズへの対応、インフラ・公共施設の老朽化、社会保障関連費の増加などが見込まれているため、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立し、人的及び財政的余力の捻出が重要であることから、「戦略的な投資とコスト最適化」と「財源確保の徹底」を両輪に行財政基盤の強化を図る必要があります。
- ・多くの公共施設で老朽化が進行しているため、突発的・緊急的に修繕を行うことが多く、安定した公共サービスの提供に支障を来す恐れがあるため、今後、公共施設としての機能を損なわないように、修繕工事の優先付けに基づく計画的な保全を進め、公共施設の長寿命化を図る必要があります。
- ・SNS等を活用した採用情報の発信など戦略的な施策を講じ有能な人材を確保することや、専門知識・課題解決能力などのスキルを有する人材、高い倫理観・使命感を持って行動する人材を育成することが重要です。
- ・あわせて、職員が生き生きと働けるよう健康管理に取り組むほか、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進など、すべての職員が働きやすい環境整備を進め、組織全体の活性化を図る必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・第3次小田原市行政改革実行計画（令和5年度～令和9年度）
- ・小田原市公共施設再編基本計画（平成31年度～令和28年度）
- ・第2次小田原市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）

◆ 成果目標

1 行政改革実行計画の取組に係る指標達成割合（累計）

基準値（-） - %	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 100.0 %
---------------	-------------	------------------------

2 ふるさと納税寄附受入額（単年）

基準値（令和6年度） 10.5 億円	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 16 億円
-----------------------	-------------	----------------------

3 市税収納率（単年）

基準値（令和7年度） 97.14 %	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 97.14 %
-----------------------	--------------	------------------------

4 女性職員の管理監督者への昇任希望率（単年）

基準値（令和6年度） 71.0 %	目標の方向性 増	目標値（令和10年度） 80.0 %
----------------------	-------------	-----------------------

5 優先度付けによる公共施設維持修繕工事の実施率（直近2箇年平均）（単年）

基準値（令和6年度） 42.4 %	目標の方向性 維持	目標値（令和10年度） 42.4 %
----------------------	--------------	-----------------------

※ 企業版ふるさと納税 正式名称は「地方創生応援税制」。国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除の措置を受けることができる制度。

詳細施策 2801 戦略的投資とコスト最適化

◆ 3年間で取り組むこと

- ・総合計画実行計画の進捗管理や行政評価を実施し、計画を着実に推進します。
- ・行政改革実行計画に基づき、全庁的な事務事業の見直しや業務改善の促進など行政改革に取り組みます。
- ・戦略的な投資、選択と集中による歳出削減、歳入や基金残高の確保など健全な財政運営に努めます。

◆ 主な取組

- 総合計画の推進・進捗管理
- 全庁的な行政改革の推進
- 納付された市税の適正な管理
- 市税の課税・収納事務手続きの電子化
- 各住民窓口・市民窓口の運営、維持管理

詳細施策 2802 財源確保の徹底

◆ 3年間で取り組むこと

- ・持続可能な行財政運営確立に向け、新たな財源の創出について検討を進めます。
- ・市税滞納処分等の厳正な執行により市税収入の確保に取り組みます。
- ・ふるさと納税返礼品事業者等と協力して積極的な魅力発信を行いながら、寄附額の獲得に努めます。
- ・競輪事業において、施設改修や業務委託の更新等実施するとともに、開催形態を工夫することで、更なる増収増益を図ります。

◆ 主な取組

- 新たな歳入確保策の検討
- 未納市税の縮減
- ふるさと納税の推進
- 企業版ふるさと納税※制度の活用
- 競輪場の経営改善や施設整備

詳細施策 2803 市有資産経営の推進

◆ 3年間で取り組むこと

- ・公共施設包括管理業務や維持修繕工事の優先度付け等を行い、市有施設の維持修繕を計画的に進め、公共施設の長寿命化を進めます。
- ・公共施設再編基本計画について、この間の新規取得施設や用途廃止済や解体済の施設といった対象施設の最新状況を反映し、各施設の今後の中長期の方針を見直し、改訂することを目指します。
- ・民間事業者との連携や施設の機能・配置の適正化による、公共施設の有効活用を図ります。

◆ 主な取組

- 土地開発公社の経営支援
- 公共施設の機能・配置の見直し
- 市有建築物の長期保全
- 庁舎等の維持管理
- 市有財産の管理運用
- 公用車の効率的な管理

詳細施策 2804 職員の確保・育成・職場環境整備

◆ 3年間で取り組むこと

- ・積極的な採用情報の発信を行い、社会情勢の変化を踏まえながら戦略的に採用活動を進めます。
- ・職員研修を通じて、市民目線で考えること、コンプライアンスを意識し高い倫理観・使命感を持って行動すること、正確性を期して仕事をする事ができる職員の育成に努めるとともに、多様な働き方に対応したキャリア形成の支援や制度の充実に努めます。
- ・職員の健康管理、コミュニケーションの活性化に資する取組、問題を抱えている職員の早期発見・対応を実施します。

◆ 主な取組

- 有能な人材の確保と人事管理
- 研修実施による職員の育成
- 職員の福利厚生の充実
- コンプライアンスの取組推進
- ハラスメント対策の推進

施策 29 デジタル化

◆ 目指す姿

○A Iなどのデジタル技術の活用により、市民生活の利便性の向上や行政事務の効率化が図られ、職員も働きやすい環境になっているとともに、今以上に一般化したデジタル技術を市民が意識せずに利用できています。

◆ 現状と課題

- ・基幹業務システムの標準化において、市民サービスに支障が出ないように進めていく必要があります。
- ・電子申請システムの手続きを増やすことで、職員の内部事務が煩雑にならないよう、各種手続き方法の整理や事務効率の改善を図りながら、市民の利便性向上を図る必要があります。
- ・A Iなどのデジタル技術を十分に活用していくためには、利用者が必要な情報・スキルを習得できる環境を整備する必要があります。
- ・戸籍や住民基本台帳は全国規模のネットワークシステムが構築されており、マイナンバーカード発行・管理についても付随して運用されています。
- ・今後、職員の確保や財政状況などの自治体の経営資源の厳しさが増す中で、ライフスタイルの変化等により多様化する市民ニーズに対応するためには、デジタル技術やデータの活用が求められています。
- ・デジタル技術の導入に当たっては、財源に限りがある以上、慎重に検討しながら必要性和効果を見極めた上で進めていく必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・小田原市D X推進計画（令和4年度～）

◆ 成果目標

1 基幹業務システムのシステム稼働率（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
99.5 %	維持	99.5 %

2 電子申請システム取扱サービス数（累計）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
450 件	増	644 件

3 生成A Iの利用職員数（単年）

基準値（-）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
- 人	増	900 人

4 窓口キャッシュレス決済取扱件数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
20,568 件	増	25,000 件

詳細施策 2901 行政基盤のDX

◆ 3年間で取り組むこと

- ・基幹業務システムを安定稼働させながら標準化を進め、市民が安心して行政サービスを享受できるように努めます。
- ・既存システムの更なる活用を促すとともに、費用対効果を意識しながらAIなど新しいデジタル技術の導入・活用についても検討し、職員がより働きやすい環境を整えることで、業務の効率化、市民の利便性向上を図ります。

◆ 主な取組

- | | | |
|--------------------|---------------------|--------------------|
| ➤ 基幹業務システムの標準化 | ➤ 庁内ネットワークの管理運用 | ➤ 職員の情報セキュリティレベル向上 |
| ➤ 文書管理・電子決裁システムの運用 | ➤ マイナンバーカードの交付窓口の運営 | |

詳細施策 2902 デジタル化による市民サービスの向上

◆ 3年間で取り組むこと

- ・市民が窓口を訪れることなく行政サービスを享受できる環境を構築するため、行政手続きや施設予約、資料閲覧、情報発信など、インターネットやスマートフォンアプリを利用した行政サービスの拡充を進めます。
- ・すべての人がデジタル化の恩恵を受けられるよう、デジタル機器の利用に不慣れな市民でも利用しやすい環境づくりやデジタルデバイス※の解消に向けた取組を進めます。

◆ 主な取組

- | | | |
|-------------------------------|--------------------|-------------------|
| ➤ デジタル技術を用いたサービスやシステムの導入・管理運営 | ➤ デジタルデバイス対策の実施 | ➤ 電子申請システム管理運用 |
| ➤ 公共施設予約システムの管理運用 | ➤ 統合型地理情報システムの管理運用 | ➤ かながわ電子入札システムの活用 |

施策 30 多様な主体とのまちづくり

◆ 目指す姿

○市民をはじめ、民間事業者や大学、都市部住民などの関係人口、近隣市町や国・県など、多様な主体と共にまちづくりを進めることで、高度化・複雑化する地域課題の解決が図られています。

◆ 現状と課題

- ・情報発信ツールが多様化する中、市民への市政情報の発信や市民からの意見聴取は、今後、より個別での対応が必要となると思われ、対個人とのコミュニケーション手法が課題となっています。一方で、市民との情報共有の手法に対する効果を定量的に測ることは現状では困難です。
- ・民間提案制度や包括連携協定の締結などにより、民間事業者等と連携しながら、各事業を推進していく必要があります。
- ・SDGsの達成と持続可能な地域社会の実現に向け、市と共に取り組むおだわらSDGsパートナーとの連携を強化していくと同時に、パートナー同士のつながりや連携の強化も重要です。
- ・人口減少や少子高齢化が進む状況においても、まちを持続可能なものとするために、本市の魅力や暮らしを様々な手法により広く周知していきながら「関係人口」を創出する必要があります。
- ・県西地域2市8町においては、各市町がそれぞれ抱える地域課題に対し広域での課題解決に向け、共通認識の醸成を図っていく必要があります。
- ・広域連携する場合には、連携する自治体同士、対等な立場による互惠的・双務的な関係を築くことに留意する必要があります。

◆ 関連する個別計画

- ・第2期小田原市SDGs未来都市計画（令和4年度～令和7年度）

◆ 成果目標

1 市ホームページアクセス数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
1,121 万件	増	1,243 万件

2 包括連携協定に基づく取組数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
45 件	増	52 件

3 広域連携による取組数（単年）

基準値（令和6年度）	目標の方向性	目標値（令和10年度）
135 件	維持	135 件

詳細施策 3001 市民との情報共有

◆ 3年間で取り組むこと

- ・広報紙、ホームページ、SNSをはじめ様々なメディアを活用し、市の情報を積極的に発信していきます。
- ・市が行う事業やデータなどの行政情報の公表や提供を行うことにより、市民と情報を共有するとともに、市民の意見や考えが行政に伝わる仕組みを有効に機能させます。

◆ 主な取組

- 広報小田原の発刊
- メディアを活用した市政情報などの発信
- ホームページの管理運用
- 広報委員を通じた広報事項の提供や情報・意見などの聴取
- 市民と市長の対話の場の開催

詳細施策 3002 公民連携の推進と関係人口の創出

◆ 3年間で取り組むこと

- ・地域課題の解決、持続可能で質の高い行政サービスの提供に向け、独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者や大学との連携を強化するとともに、民間提案制度の運用、包括連携協定の締結を進め、各事業に活用します。
- ・民間主体のおだわらSDGs実行委員会、おだわらSDGsパートナーとの連携はもちろん、パートナー同士のつながりや連携を強化し、2030年のSDGsの目標達成に向けた取組を進めます。
- ・市の魅力を広く発信していきながら関係人口の創出・拡大に努めます。

◆ 主な取組

- 民間提案制度の運用
- 包括連携協定の締結推進
- おだわらSDGsパートナー等との連携
- 市内大学との連携
- 関係人口の創出・拡大

詳細施策 3003 国県市町村との連携

◆ 3年間で取り組むこと

- ・複雑・多様化する地域課題に対し、自治体間での広域連携による課題解決に向けた取組を推進します。
- ・様々な機会を捉え、国や県などとの協力・連携を強化していきます。

◆ 主な取組

- 神奈川県西部広域行政協議会への参加
- 国や神奈川県等との協力・連携強化
- 県西地域活性化にかかる取組の促進

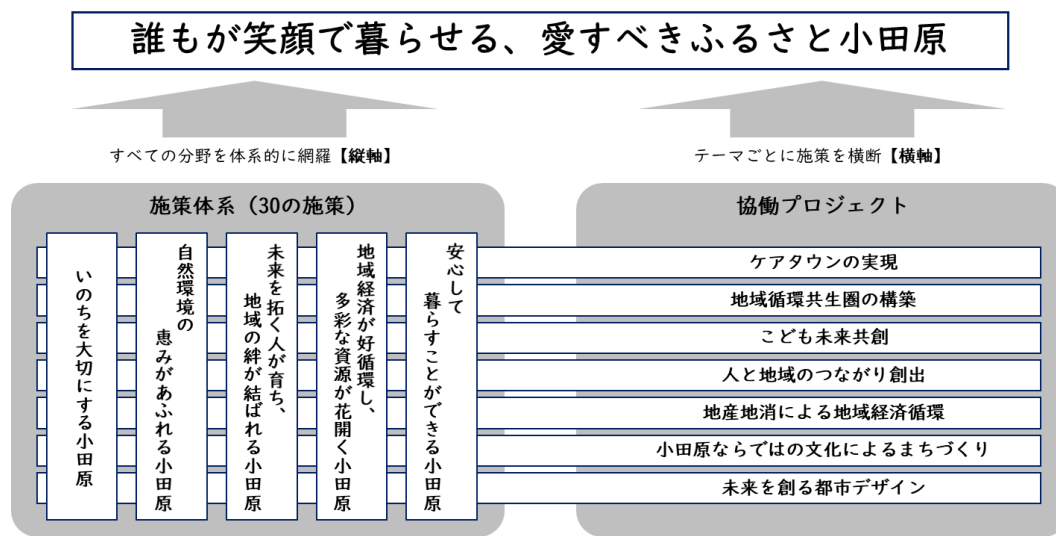
協働プロジェクト

まちづくりの目標の達成に向けて分野ごとに整理した 30 の施策体系では捉えきれない分野横断的な課題に対して、行政や市民、地域団体、企業など多様な主体が、それぞれの立場や強みを生かしながら共に取り組むアクションを「協働プロジェクト」として位置付けます。

「協働プロジェクト」は、多様な主体と共に未来を創る柔軟で開かれた協働の実践です。

単なる行政主導の事業の枠を超えて、地域社会に関わる人々が、課題の発見や企画、実行等の各段階において共に知恵を出し合い、まちづくりの原動力である「自然の力」、「人の力」、「まちの力」、「産業の力」、「文化の力」の 5 つの力を活用しながら実践を積み重ねていきます。

各施策体系における事業と協働プロジェクトを複層的に推進し、将来都市像「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」の実現を目指していきます。



【30 の施策体系と協働プロジェクトの関係性】

1 ケアタウンの実現

すべての人が、年齢や障がいの有無、家庭環境などの状況の違いに関わらず、住み慣れた地域で相互に見守り、助け合い、自分らしさを大切にして暮らし、必要なときには確実に支援を受けることができる仕組みを、市民、団体、事業者、行政が相互に連携・協力し合って整えることで、誰一人取り残さない支え合いのまち「ケアタウン」をつくり上げていきます。

<主なアクション>

- 地域福祉計画の策定と推進
- つなぎ、つながる相談支援の推進
- 要支援者と地域の関係づくり
- 地域主体の支え合い活動の促進

2 地域循環共生圏の構築

本市の地域資源である森里川海がオールインワンとなった豊かな自然環境を守り育て生かすため、「エネルギーの自給」や「自然環境の保全」を目指した取組を多様な主体と連携しながら進めていきます。

自然環境の恵みを生かしたエネルギーの創出や地域の自然環境にまつわる課題を経済性や社会性を伴う取組により解決していくことで、環境・経済・社会が循環し、地域の活力が最大限に発揮できる地域循環共生圏を構築していきます。

<主なアクション>

- 環境課題の解決に向けた環境再生プロジェクトの展開
- 次世代に自然環境をつなぐネイチャーポジティブの推進
- 電力地産地消プラットフォームの構築等によるエネルギーの地域自給

3 こども未来共創

次世代を担うすべてのこども・若者一人ひとりが、それぞれの多様な生き方を尊重し合い、大人や利害関係者から安全・安定・安心が保障され、将来にわたって自分らしく幸せに生きられる社会を、地域全体で創造するとともに、子育て当事者が、地域の多様な主体とつながり合い、様々な活動へ参画できる環境づくりを進めます。

<主なアクション>

- 子育て支援団体の活動促進、連携強化
- すべてのこどもに優しいまちづくりの推進
- こどもの多様な居場所づくりの推進
- こども・若者の活躍促進

4 人と地域のつながり創出

多様な主体が、福祉や防災などの地域の課題解決に向けた取組を通じて、お互いに関わり合い、支え合う関係を深めるとともに、誰もが参加しやすい開かれたコミュニティを育ていくため、既存の活動や組織を開くことと、地域住民の認知を高め一歩を踏み出しやすくすることの両面から、次世代が関わりやすい環境づくりを実践的に進めていきます。

<主なアクション>

- 次世代と地域活動との接点（関わりしろ）の創出
- 農と食を介した多世代交流の場のためのエディブル・スクールヤードの展開
- 市民活動団体と多様な主体との協働の促進

5 地産地消による地域経済循環

恵まれた環境の基に産出される農林水産物の付加価値を高めるため、新たな特産品の開発や品質向上の研究などを進めるとともに、市民が地域の恵みを感じ、生産を支援しながら享受できる仕組みを構築します。併せて、歴史に育まれた伝統的な地場産品について、その価値を発信し、需要拡大に取り組みます。

これらにより、市内での生産力確保と来訪者を含めた消費拡大を図り、地域資源を最大限に活用した経済の好循環を目指します。

<主なアクション>

- 農林水産物の地産地消の推進
- 小田原ならではの地場産品の販路拡大支援・新たな特産品の開発
- 「健やかな食のまち」の推進による「食」の消費拡大

6 小田原ならではの文化によるまちづくり

市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承・創造し、発信していくとともに、まち全体が舞台となり、日常の暮らしに文化が息づくことで、魅力あるまちとなるよう、「小田原ならではの文化によるまちづくり」を推進します。

<主なアクション>

- 小田原三の丸ホールを軸として、まちなかの様々な場所における文化・芸術に触れる機会の創出
- まち歩きと連携した歴史的建造物などの文化資源の磨き上げと利活用

7 未来を創る都市デザイン

小田原駅周辺で商業ビルの老朽化や建替によるマンション建設が進むなど、まちの更新期を迎えていることや、路線バスが減便・廃止されている現状の中、市民生活において重要となる移動手段の確保など、市民が居住する地域で直面している課題の解決に向けて、様々な手法を検討しながらまちをデザインしていくとともに、どんなまちを未来に残していきたいか、そのためにそれぞれの役割分担の中で何をしていくべきであるのかなど検討を進めていきます。

<主なアクション>

- 小田原駅周辺地区のまちの再生に係る検討
- 地域交通のり・デザイン